

昭和三十八年農林省令第五号

漁業の許可及び取締り等に関する省令

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三章及び第六十五条第一項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、並びに漁業法第三章、第七十四条第一項及び第三項並びに第三百三十四条第一項並びに水産資源保護法第三十条の規定を実施するため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令を次のように定める。

目次

第二章 総則（第一条）  
大臣許可漁業

第一節 通則（第二条―第二十六条）

第一節 沖合底びき網漁業（第二十七条）

第二節 以西底びき網漁業（第二十八条）

第三節 遠洋底びき網漁業（第二十九条・第三十条）

第四節 東シナ海はえ縄漁業（第三十一条）

第五節 大西洋等はえ縄等漁業（第三十二条）

第六節 太平洋底刺し網等漁業（第三十二条の二・第三十三条）

第七節 大中小型まき網漁業（第三十四条―第四十三条）

第八節 基地式捕鯨業（第四十四条―第四十六条）

第九節 母船式捕鯨業（第四十七条―第五十条）

第十節 母船式捕鯨業（第四十七条―第五十条）

第十一節 かじき等流し網漁業（第五十一条―第五十四条）

第十二節 東シナ海等かじき等流し網漁業（第五十五条）

第十三節 かつお・まぐろ漁業（第五十六条―第六十三条）

第十四節 中型さけ・ます流し網漁業（第六十四条―第六十六条）

第十五節 北太平洋さんま漁業（第六十六条の二）

第十六節 日本海へにずわいがに漁業（第六十七條―第六十九条）

第十七節 いか釣り漁業（第六十九条の二）

第三章 知事許可漁業

第一節 総則（第七十条・第七十一条）

第二節 小型機船底びき網漁業（第七十二条―第七十五条）

第三節 小型さけ・ます流し網漁業（第七十六条）

第四節 届出漁業（第七十七条―第八十二条）

第五節 漁業調整に関するその他の措置（第八十三条―第一百二条）

第六節 雑則（第一百三十三―第一百六条）

第七章 罰則（第一百七十七―第二百条）

附則

第一章 総則

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中西部太平洋条約海域 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類の保存及び管理に関する条約（以下「中西部太平洋条約」という。）

二 東部太平洋条約海域 千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）

第三条に規定する条約水域をいう。

三 インド洋協定海域 インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する区域をいう。

四 大西洋条約海域 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する条約区域をいう。

五 北西大西洋条約海域 北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約第一条に規定する条約区域をいう。

六 北太平洋条約海域 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第一条（f）に規定する条約水域をいう。

この省令の適用については、次の各号に掲げる海域は、それぞれ当該各号に定める海域に含まれるものとする。

一 ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海、フィリピン海、南シナ海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリティッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域

太平洋の海域

二 マラッカ海峡、アンダマン海、ベンガル湾、ラツカディブ海、アラビア海、オマーン湾、ペルシャ湾、スエズ湾、アカバ湾、紅海、アデン湾、モザンビーク海峡及びグレ-

ト・オーストラリア湾の海域

インド洋の海域

三 アゾフ海、黒海、マルマラ海、地中海、ビスケー湾、イギリス海峡、プリストル湾、アイリッシュ海及びセント・ジョージ海峡、スコットランド西部諸海、北海、スカゲラク海峡、カテガット海峡、バルト海、ノルウェー海、グリーンランド海、ラブラドル海、デービス海峡、パフィン湾、ハドソン海峡、ハドソン湾、セント・ローレンス湾、ファンディ湾、メキシコ湾、カリブ海、ラ・プラタ川河口部並びにギニア湾の海域

大西洋の海域

第二章 大臣許可漁業

第一節 通則

（大臣許可漁業の種類）

第二条 漁業法（以下「法」という。）第三十六条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一 沖合底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあつては、総トン数二十トン）以上の動力漁船（法第六十条第六項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）により底びき網を使用して行ふ漁業

二 以西底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行ふ漁業

三 遠洋底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行ふ漁業

四 東シナ海はえ縄漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用して行ふ漁業（次に掲げるものを除く。）

イ 第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業

ロ 第七十七条第一項第一号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業

五 大西洋等はえ縄等漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船によりはえ縄、底刺し網又はかごを使用して行ふ漁業（第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業を除く。）

六 太平洋底刺し網等漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船

によりはえ縄又は底刺し網を使用して行ふ漁業（次に掲げるものを除く。）

イ 第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業

ロ 第七十七条第一項第一号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業

七 大中小型まき網漁業 総トン数四十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあつては、総トン数十五トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行ふ漁業

八 基地式捕鯨業 動力漁船によりもりづつを使用して鯨をとる漁業（次号に掲げるものを除く。）

九 母船式捕鯨業 製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及び独航船が一体となつて行ふ漁業であつて、もりづつを使用し

て鯨をとるもの

十 かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業

十一 東シナ海等かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき又はますをとることを目的とする漁業

十二 かつお・まぐろ漁業 総トン数十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあつては、総トン数二十トン）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

十三 中型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

十四 北太平洋さんま漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業

十五 ずわいがに漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域においてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間に総トン数十トン以上の動力漁船によりずわいがにをとることを目的とする漁業（次に掲げるものを除く。）

イ 第一号に掲げる沖合底びき網漁業

口 総トン数十五トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

ハ 別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第三号又は第四号に掲げる海域において動力漁船により固定式刺し網又はかごを使用して行う漁業

十六 日本海にずわいがに漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域においてかごを使用しにずわいがにとることを目的とする漁業

十七 いか釣り漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業

（許可の申請）

第三条 法第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）による漁船の登録の謄本

二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）に基づく船舶検査証書の写し

三 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書類

四 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

五 二人以上が共同して申請する場合には、当該漁業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書類

六 法第四十一条第二号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書類

七 申請に係る船舶が、法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める基準を満たす船舶であることを明らかにする書類

八 申請が法第四十五条の規定によって許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書類

九 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、許可をしようとするか否かの判断に必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 許可を受けようとする者は、法第四十五条第一号に該当する場合は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間に、第一項の申請書を提出しなければならない。（起業の認可の申請）

第四条 法第三十八条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 別記様式第二号による船舶件名書

二 前条第一項第四号から第六号までに掲げる書類

三 申請が法第四十五条の規定によって起業の認可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書類

2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、起業の認可をしようとするか否かの判断に必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 前項の場合において、当該申請が法第四十二条第一項の申請すべき期間内にしたものであるときは、当該申請は、同項の規定による起業の認可の申請とみなす。

3 第一項の場合において、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであるときは、当該申請は、同条第三号の規定による起業の認可の申請とみなす。

4 前項の規定にかかわらず、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであって、当該申請をした者が、当該申請をした後に同条第三号の規定により他の船舶について許可の申請をしたときは、当該申請は、当該他の船舶についてしたものとみなす。

5 前項の場合において、当該申請は、法第四十五条第一号の規定の適用については、許可を受けた船舶と同一の船舶についてした申請とみなす。

（許可等の申請後申請者が死亡し、解散し、又は分割をした場合）

第六条 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る船舶を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によって当該船舶を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書類を添え、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（制限措置）

第七条 法第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数

二 操業区域

三 漁業時期

四 漁具の種類その他の漁業の方法

（許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る特別の事情）

第八条 法第四十二条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、国際交渉との関係上船舶の隻数が定められることとなった大臣許可漁業について、三月以上の申請期間を定めて同条第一項の規定による公示をするにすれば当該大臣許可漁業の操業の時機を失し、当該大臣許可漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

（許可の有効期間）

第九条 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

（変更の許可の申請）

第十条 法第四十七条の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 大臣許可漁業の種類

三 法第三十六条第一項の許可に係る船舶の名称

四 法第三十六条第一項の許可を受けた年月日及び許可番号

五 変更の内容

六 変更の理由

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をしようとするか否かの判断に必要と認める書類の提出を求めることができる。

（起業の認可の変更の許可）

第十一条 起業の認可を受けた者が、その起業の認可を受けた船舶の総トン数、操業区域、漁業時期又は漁具の種類その他の漁業の方法を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

（相続又は法人の合併若しくは分割の届出）

第十二条 法第四十八条の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、同条第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、相続又は法人の合併若しくは分割のあったことを証する書類を添えなければならない。

（休業期間の制限）

第十三条 法第五十一条第一項の農林水産省令で定める期間は、許可を受けた日から一年間又は引き続き二年間とする。

（資源管理の状況等の報告）

第十四条 法第五十二条第一項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 法第五十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 許可に係る船舶の名称、総トン数その他当該船舶に関する情報

三 許可番号

四 報告の対象となる期間

五 漁獲量その他の漁業生産の実績

六 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況

七 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

八 財務の状況

九 その他必要な事項

3 第一項の報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

3 許可を受けようとする者は、法第四十五条第一号に該当する場合は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間に、第一項の申請書を提出しなければならない。（起業の認可の申請）

第四条 法第三十八条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 別記様式第二号による船舶件名書

二 前条第一項第四号から第六号までに掲げる書類

三 申請が法第四十五条の規定によって起業の認可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書類

四 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

五 二人以上が共同して申請する場合には、当該漁業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書類

六 法第四十一条第二号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書類

七 申請に係る船舶が、法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める基準を満たす船舶であることを明らかにする書類

八 申請が法第四十五条の規定によって許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書類

九 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、許可をしようとするか否かの判断に必要と認める書類の提出を求めることができる。

(電子機器の備付け命令等)  
第十五条 法第五十二条第二項の農林水産省令で定める電子機器は、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。以下この条において同じ。)とする。

- 一 許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
- 二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

- イ 当該船舶を特定することができる情報
- ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の変更を防止するための措置が講じられているものであること。

2 法第五十二条第二項の規定により衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、衛星船位測定送信機が故障した場合には、速やかに農林水産大臣にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(許可証の様式)  
第十六条 法第五十六条第一項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第三号による。

(許可証の書換え交付の申請)  
第十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(第十九条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに農林水産大臣に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の申請が船名又は船舶の総トン数の変更に係るものである場合には、漁船法による漁船の登録の謄本又は船舶安全法に基づく船舶検査證書の写しを添えなければならない。

(許可証の再交付の申請)  
第十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し又は毀損したときは、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)  
第十九条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第十七条第一項の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- 二 法第四十四条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の

規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

三 法第四十七条の許可(船舶の総トン数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

四 法第四十八条第二項の規定による届出があつたとき。

五 法第五十四条第二項又は第五十五条第一項の規定により許可を変更したとき。

六 この省令の規定によりその変更につき農林水産大臣の許可を要する事項が許可証の記載事項となつていない場合において、当該許可をしたとき。

(許可証の返納)  
第二十條 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失ひ、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。

第二十一條 許可を受けた者は、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付けなければならない。

第二十二條 許可を受けた者(母船式捕鯨業、かつお・まぐろ漁業及び北太平洋さんま漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。)は、当該許可に係る船舶の外部に別表第三に定めるところにより当該許可に係る許可番号を表示しなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失ひ、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(操業制限)  
第二十三條 許可を受けた者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第四の上欄に掲げる大臣許可漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる制限又は禁止に違反して当該大臣許可漁業を営んではならない。

(漁獲物等の陸揚港の制限)  
第二十四條 許可を受けた者は、漁業調整のため農林水産大臣が告示し当該大臣許可漁業の漁獲物又はその製品(第四十七条の規定による許

可を受けて輸送される漁獲物又はその製品を含む。以下この条において「漁獲物等」という。)の陸揚港を指定し、又は当該告示において定める漁獲物等の陸揚港のうちの一若しくは二以上を選定すべきことを定めた場合には、当該指定又は選定に係る陸揚港以外の地に当該大臣許可漁業の漁獲物等の陸揚げをしてはならない。

ただし、あらかじめ農林水産大臣の許可を受けたとき、又は暴風雨その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 許可を受けた者は、前項の規定により陸揚港を選定したときは、速やかに、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更した場合も、同様とする。

(位置等の報告義務)  
第二十五條 許可に係る船舶の船長は、汎地球測位システムに係る端末の使用その他の方法により常にその位置を明らかにしておかなければならない。

2 許可に係る船舶の船長は、この省令に定めがある場合のほか、農林水産大臣が大臣許可漁業につき漁業調整のため必要と認め報告すべき事項及び方法を告示して定め、又は農林水産大臣若しくは漁業監督官が、漁業調整上必要と認めてインターネットの利用その他の適切な方法による報告を要求した場合には、当該定め又は要求に従つて報告しなければならない。

(操業日誌)  
第二十六條 許可に係る船舶の船長は、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記録しなければならない。

2 大臣許可漁業(大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業を除く。)の許可に係る船舶の船長は、前項の操業日誌をその最後の記載をした日から三年間当該船舶内に保存しなければならない。

3 大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶の船長は、第一項の規定により同項に規定する事項を記録した操業日誌を当該操業日誌に係る航海の終了後十五日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

4 第一項の操業日誌に第十四条第二項第一号から第六号までに掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該事項については、当該操業

日誌又はその写しの提出をもつて同条第一項の報告書を提出したものとみなす。

5 第一項の規定による備付け及び記録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつてしなければならない。

6 第三項の規定による提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により行わなければならない。

7 前二項の規定は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

第二節 沖合底びき網漁業  
第二十七條 沖合底びき網漁業の許可を受けた者は、次に掲げる場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。

一 日本国内の港(第二十四条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合には、当該指定され又は選定した陸揚港に限る。)内において転載する場合

二 当該漁業の許可を受けた他の船舶に転載する場合(第二十四条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合を除く。)

三 船舶の損傷その他やむを得ない事由がある場合

四 農林水産大臣が当該漁獲物又はその製品の鮮度の保持のため必要があると認めてあらかじめ許可した場合

第三節 以西底びき網漁業  
第二十八條 前条(第二号括弧書を除く。)の規定は、以西底びき網漁業について準用する。

第四節 遠洋底びき網漁業  
(信号符字を表示しない船舶の使用禁止)  
第二十九條 遠洋底びき網漁業の許可を受けた者(以下「遠洋底びき網漁業者」という。)は、当該許可に係る船舶(以下この条及び次条において「遠底船舶」という。)の船体の両げん側及び甲板上に、一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければならない。

船舶を当該漁業に使用してはならない。

(漁具又は漁ろう装置の格納等)  
第三十条 遠底船舶の船長は、外国の領海又は排他の経済水域(ロシア連邦にあつては別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条、第三十二条(第三十三條において準用する場合を含む。))及び第六六条において同じ。)を当該遠底船舶により航行する場合に、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならぬ。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他の経済水域を航行する場合は、この限りでない。

2 遠洋底びき網漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。  
第五節 東シナ海はえ縄漁業  
第三十一条 東シナ海はえ縄漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければならない。当該漁業に使用してはならない。

第三十二条 大西洋等はえ縄等漁業の許可に係る船舶(以下この条において「許可船舶」という。)の船長は、外国の領海又は排他的経済水域を当該許可船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

第七節 太平洋底刺し網等漁業  
第三十二条の二 太平洋底刺し網等漁業の許可を受けた者は、北太平洋海域において、当該許可に係る船舶の外部に別表第六に定めるところにより信号符号又は漁船登録番号の前に「JPI」を付したものを(以下「信号符号等」という。)を表示しなければならない。当該漁業に使用してはならない。  
(準用規定)  
第三十三条 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。

第八節 大中型まき網漁業  
第三十四条 大中型まき網漁業の許可を受けた者は、(以下「大中型まき網漁業者」という。)は、中西西部太平洋海域のうち公海(我が国及び外国の排他的経済水域を除く。以下「我が国及び外国の排他的経済水域を除く。公海」といふ。))において、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のものの写しを当該許可に係る船舶 第四十條第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船(以下「許可船舶等」という。)内に備え付けなければならない。  
(信号符号等を表示しない船舶の使用禁止)  
第三十五条 大中型まき網漁業者は、中西西部太平洋海域のうち公海及び北太平洋海域において、

第三十六条 許可船舶等の外部に別表第六に定めるところにより信号符号等を表示しなければならない。当該許可船舶等を当該漁業に使用してはならない。  
(聴守義務)  
第三十七条 許可船舶等の船長は、中西西部太平洋条約海域のうち公海(大中型まき網漁業の許可に係る操業区域を除く。))又は中西西部太平洋条約の締約国である外国(以下この条において「条約締約国」という。)の領海若しくは排他的経済水域(大韓民国にあつては別表第五の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。)を許可船舶等により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの条約締約国から漁獲のための許可を受けている許可船舶等により、当該許可に係る当該条約締約国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

第三十八條 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合であつて、農林水産大臣が中西西部太平洋条約を実施するため必要があると認めて中西西部太平洋条約第二十八條4に規定するオブザーバー(以下この条において「中西西部太平洋オブザーバー」という。)を当該許可に係る船舶に乗船させることを命じたときは、当該命令に従つて中西西部太平洋オブザーバーに乗船させなければならない。

農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。  
3 第一項の規定による命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  
4 中西西部太平洋オブザーバーは、中西西部太平洋条約で定める範囲内で、まぐる類等地域漁業管

理機関(まぐる類等の保存のための地域的な漁業管理のための機関をいう。以下同じ。)であつて中西西部太平洋条約海域を管轄するものにおいて取り決められた措置の実施の状況を監視することその他の措置を行うものとする。  
(大中型まき網漁業に係る漁具の制限)  
第三十九條 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。  
(運搬船の届出)  
第四十條 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という。))により輸送する場合には、あらかじめ、当該許可に係る船舶ごとに、別記様式第四号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本  
二 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査證書の写し  
三 運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面  
4 大中型まき網漁業者は、前項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
(火船等の届出)  
第四十一條 大中型まき網漁業者は、当該漁業に火船又は魚探船を使用する場合には、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別記様式第五号の火船等届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の謄本  
二 火船又は魚探船に係る船舶安全法に基づく船舶検査證書の写し  
三 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面  
2 大中型まき網漁業者は、前項の火船等届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(転載の届出)  
第三十條の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七條各号のいずれかに該当する場合を除く。))は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該転載の年月日  
二 当該転載を行う港の名称又は海域  
三 当該転載を行う漁獲物の状態及びその量  
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号  
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号

(陸揚げ又は転載の届出)

第四十二条 大中型まき網漁業者は、漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき(第二十七条第二号から第四号までのいづれかに該当する場合を除く)は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 当該陸揚げ又は転載の年月日
- 二 当該陸揚げ若しくは転載を行う港の名称又は当該陸揚げを行う海域
- 三 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量
- 四 当該陸揚げ又は転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号

2 大中型まき網漁業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第四十三条 大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域においてきめ(くろとがりきめ及びびこれに限る。以下この条において同じ)を採捕し、インド洋協定海域において体長六十センチメートル未満のかじき(まかじき、しろかじき、にしくるかじき及びびしようかじきに限る。以下この条及び別表第四のかつお・まぐろ漁業の項第十六号において同じ)を採捕し、又は中西部太平洋条約海域若しくはインド洋協定海域においていとまきえい科を採捕したときは、当該きめ、かじき又はいとまきえい科を販売してはならない。

(漁獲物等の転載制限)  
第四十三条の二 第三十条の二の規定は、大中型まき網漁業に準用する。ただし、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて第九十五条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するもののみを転載する場合は、この限りでない。

第九節 基地式捕鯨業

(捕獲の制限)

第四十四条 基地式捕鯨業の許可を受けた者(以下「基地式捕鯨業者」という。)は、乳飲み稚鯨又は稚鯨(乳飲み稚鯨を含む)を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

(鯨体処理場の使用の許可等)

第四十五条 基地式捕鯨業者は、当該基地式捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 基地式捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。
- 3 基地式捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。
- 4 第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての基地式捕鯨業の許可が効力を失つたときは、その効力を失う。

(捕獲鯨の表示及び報告)

第四十六条 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

- 2 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。
- 一 捕獲の日時及び位置
- 二 鯨の種類
- 三 尾羽に表示した番号

第十節 母船式捕鯨業

(母船式捕鯨業の漁獲物等の輸送制限)  
第四十七条 母船式捕鯨業の許可を受けた者(以下「母船式捕鯨業者」という。)は、当該母船式捕鯨業の許可に係る母船及び独航船以外の船舶によつて当該母船式捕鯨業の漁獲物又はその製品を輸送する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

第四十八条 母船式捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨(乳飲み稚鯨を含む)を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

(捕獲鯨の表示及び報告)

第四十九条 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該独航船の属する船団の母船の船長に報告しなければならない。

- 一 捕獲の日時及び位置
  - 二 鯨の種類
  - 三 尾羽に表示した番号
- 第五十条 母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度、これに併記しなければならない。
- 一 処理開始の日時
  - 二 体長
  - 三 性別
  - 四 乳分泌の有無
  - 五 胎児の性別及び体長
  - 六 この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

2 前項第二号及び第五号の規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体(例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。)に平行な上あごの先端(まっこう鯨にあつては、頭の最先端)から尾ひれの岐点までの直線の長さという。

第十一節 かじき等流し網漁業

(船舶の塗装)  
第五十一条 かじき等流し網漁業の許可を受けた者(以下この節において「かじき等流し網漁業者」という。)は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

(浮標の標識等)  
第五十二条 かじき等流し網漁業者は、敷設した流し網の次の各号に掲げる浮標に、それぞれ当該各号に掲げる標識等を水面上・五メートル(別記様式第六号による標識については、浮標の表面から二メートル)以上の高さに掲げなければならない。

- 一 両端部の浮標 昼間にあつては別記様式第六号による標識及びレダー反射板(金属製のものに限る。以下同じ)、夜間にあつては白色の灯火及びレダー反射板
- 二 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標 昼間にあつては別記様式第六号による標識、夜間にあつては白色の灯火

2 前項各号の灯火は、夜間において視界が良好な場合に少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

(さめの魚体の所持等の制限)  
第五十三条 かじき等流し網漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かじき等流し網漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

- 一 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く)を陸揚げまでの間、船上において所持すること。
- 二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

(漁具の制限)

第五十四条 かじき等流し網漁業者は、網目十五センチメートル以下の流し網を使用してはならない。

2 かじき等流し網漁業者は、当該漁業に使用するために当該漁業に係る船舶に流し網を積み込む場合には、その長さ(仕立上りの状態における浮子網の長さという。)の合計が当該船舶ごとに三十キロメートルを超えてはならない。

第十二節 東シナ海等かじき等流し網漁業

第五十五条 第三十一条、第五十一条、第五十二条及び前条の規定は、東シナ海等かじき等流し網漁業について準用する。

第十三節 かつお・まぐろ漁業

(塗装しない船舶の使用禁止)  
第五十六条 かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者(以下「かつお・まぐろ漁業者」という。)は、当該許可に係る船舶の船橋を、別表第七の上欄に掲げる船舶の総トン数ごと及び同表の中欄に掲げる海域ごとに、それぞれ定められて掲げる色(当該色の表示の方法が定められていない場合は、当該色及びその方法)で塗装しなければならない。

2 かつお・まぐろ漁業者は、当該許可が効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした塗装を消さなければならない。

(漁具の制限)  
第五十七条 かつお・まぐろ漁業者(浮きはえ縄を使用する者に限る)は、農林水産大臣が別

に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。  
(採捕した大西洋くろまぐる又はみなみまぐるの表示)

**第五十八条** かつお・まぐる漁業者は、大西洋くろまぐる(大西洋条約海域において採捕されるものに限る。以下同じ。)又はみなみまぐるを採捕したときは、その都度、当該大西洋くろまぐる又はみなみまぐるに当該採捕に係る船舶の信号符字及び採捕の順序を示す番号を表示しなければならぬ。

2 かつお・まぐる漁業者は、採捕した大西洋くろまぐる又はみなみまぐるを陸揚げするまでの間は、前項の規定により当該大西洋くろまぐる又はみなみまぐるに表示された信号符字若しくは番号を抹消し、又は除去し、その他当該信号符字若しくは番号の識別を困難にする行為をしてはならない。

(漁獲物等の転載制限)  
**第五十九条** かつお・まぐる漁業者は、第二十七条各号(総トン数百二十トン未満の動力漁船を使用する者にあつては、第二号を除く。)のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

(漁獲物等の国外陸揚げの制限)  
**第六十条** かつお・まぐる漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げしようとする場合において、漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(陸揚げ又は転載の届出)  
**第六十一条** かつお・まぐる漁業者(総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。)は、漁獲物又はその製品を日本国内若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき(第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除く。)は、当該

陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。  
一 当該陸揚げ又は転載の年月日  
二 当該陸揚げ若しくは転載を行う港の名称又は当該転載を行う海域  
三 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品が大西洋くろまぐるの場合にあつては、次に掲げる事項  
イ 漁獲物又はその製品の量(大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当てに係る当該外国等別の大西洋くろまぐるの量を含む。)  
ロ 当該大西洋くろまぐるに表示された信号符字及び採捕の順序を示す番号  
四 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐるの場合にあつては、次に掲げる事項  
イ 漁獲物又はその製品の量(みなみまぐるの保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当てに係る当該外国等別のみなみまぐるの量を含む。)  
ロ 当該みなみまぐるに表示された信号符字及び採捕の順序を示す番号  
五 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物が大西洋くろまぐる又はみなみまぐる以外である場合にあつては、当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量  
六 当該陸揚げ又は転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号  
七 当該転載に係る運搬船の名称及び信号符字  
かつお・まぐる漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。  
(さめの魚体の所持等の制限)  
**第六十二条** かつお・まぐる漁業者は、採捕したさを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かつお・まぐる漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。  
一 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において所持すること。  
二 当該さめ(インド洋協定海域、中西部太平洋条約海域及び東部太平洋条約海域において採捕したもの)(インド洋協定海域において採捕したもの)において冷凍保存するものを除く。

に限り、)を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さず所持すること。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。  
三 当該さめを陸揚げするときに、前二号の規定により所持したものを陸揚げすること。  
(準用規定)  
**第六十三条** 第三十四条から第三十八条までの規定は、かつお・まぐる漁業に準用する。この場合において、第三十四条中「当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船(以下「許可船舶等」という。）」とあり、及び第三十五条から第三十七条までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「かつお・まぐる漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

**第十四節 中型さけ・ます流し網漁業**  
(塗装しない船舶の使用禁止)  
**第六十四条** 中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けた者(以下「中型さけ・ます流し網漁業者」という。)であつて、太平洋の海域(日本海を除く。)を当該許可において操業区域の全部又は一部とするものは、当該許可に係る船舶の船橋(船橋がある場合には、船橋楼。以下この項において同じ。)及び船橋と同一の甲板上にあるげんしろうの外面のうちその下端から五センチメートル上方に至る帯状の部分も赤色で、その他の満載状態における喫水線上の船体の外面(甲板を除く。)を白色で塗装しなければならない。

2 第五十六条第二項の規定は、中型さけ・ます流し網漁業に準用する。  
(許可番号を表示しない流し網の使用禁止)  
**第六十五条** 中型さけ・ます流し網漁業者は、その浮標に当該許可に係る許可番号を明瞭に表示した流し網以外の流し網を当該漁業に使用してはならない。  
(漁獲物等の転載制限)  
**第六十六条** 中型さけ・ます流し網漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、船舶の損傷その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

**第十五節 北太平洋さんま漁業**  
**第六十六条** 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の二の規定は、北太平洋さんま漁業について準用する。

**第十六節 日本海べにずわいがに漁業**  
(塗装しない船舶の使用禁止)  
**第六十七条** 日本海べにずわいがに漁業の許可を受けた者(以下「日本海べにずわいがに漁業者」という。)は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を各二十センチメートルの幅で帯状に赤色及び青色で塗装しなければならない。当該漁業に使用してはならない。  
2 第五十六条第二項の規定は、日本海べにずわいがに漁業に準用する。  
(一定の漁具の使用禁止)  
**第六十八条** 日本海べにずわいがに漁業者は、次に掲げる要件に適合する漁具以外の漁具を当該漁業に使用してはならない。  
一 各連に装着する浮標のうち少なくとも一つに「べにずわい」の文字、当該許可に係る許可番号及び当該各連に付した個別の番号(以下この条において「連番号」という。)を表示した縦十八センチメートル以上、横十三センチメートル以上の大きさの札を付けること。  
二 各連に装着する全ての浮標に当該許可に係る許可番号及び連番号を表示すること。  
(一定の浮標の使用禁止)  
**第六十九条** 日本海べにずわいがに漁業者は、海中へ任意に沈降させ、又は海上へ任意に浮上させることができる音波浮上式ブイその他の浮標を当該漁業に使用してはならない。

**第十七節 いか釣り漁業**  
**第六十九条** 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の二の規定は、いか釣り漁業について準用する。

**第三章 知事許可漁業**  
**第一節 総則**  
(知事許可漁業の種類)  
**第七十条** 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。  
一 中型まき網漁業(総トン数五トン以上四十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業)  
二 小型機船底びき網漁業(総トン数十五トン(別表第二の沖合底びき網漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあつては、総トン数二十トン)未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業)  
三 瀬戸内海機船底びき網漁業(瀬戸内海(法第五十二条第二項に規定する瀬戸内海をい

に限り、)を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さず所持すること。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。  
三 当該さめを陸揚げするときに、前二号の規定により所持したものを陸揚げすること。  
(準用規定)  
**第六十三条** 第三十四条から第三十八条までの規定は、かつお・まぐる漁業に準用する。この場合において、第三十四条中「当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船(以下「許可船舶等」という。）」とあり、及び第三十五条から第三十七条までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「かつお・まぐる漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。



う。)において総トン数五トン以上の動力漁船により船びき網を使用して行う漁業をい

四 小型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十

ト未満の動力漁船により流し網を使用して

さけ又はますをとることを目的とする漁業

(農林水産大臣が定めることができるその他の

事項)

第七十一条 法第五十七条第七項第三号の農林水

産省令で定める事項は、次に掲げるものとす

る。

一 当該漁業について都道府県知事が許可をす

ることができ、船舶の合計総トン数

二 当該漁業について都道府県知事が許可をす

ることができ、船舶の合計馬力数の最高限度

三 農林水産大臣があらかじめ指定した水域に

おいて都道府県知事が許可をすることができ

る船舶の総トン数

四 農林水産大臣があらかじめ指定した水域に

第七十四条 農林水産大臣が指定する海域にお

いては、農林水産大臣が指定する種類の小型機船

びき網漁業は、営んではならない。

二 前項の指定については、前条第二項の規定を

準用する。

(禁止漁法又は禁止漁具)

第七十五条 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一

十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六

二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二

三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八

三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四

四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六

五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二

六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八

六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四

以上二十ト未満の動力漁船により浮き又は

縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとる

ことを目的とする漁業

二 小型するめいか釣り漁業 別表第九の当該

漁業の項に掲げる海域において総トン数五ト

ン以上三十ト未満の動力漁船により釣りに

よってするめいかをとることを目的とする

漁業

三 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該

漁業の項に掲げる海域において動力漁船によ

り行う漁業 (次に掲げるものを除く。)

イ 第二条各号に掲げる大臣許可漁業

ロ 前二号に掲げる漁業

二 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を

添えてしなければならない。

一 船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

二 届出に係る船舶を使用する権利が所有権以

(さめの魚体の所持等の制限)

第八十一条 沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者は、

採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行

為をしなければならない。ただし、当該沿岸ま

ぐろはえ縄漁業を営む者が日本国外で当該さめ

の一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮

を除く。)を陸揚げまでの間、船上において

所持すること。

二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定

により所持したものを陸揚げすること。

(操業制限)

第八十二条 届出漁業を営む者は、別にこの省令

で定める場合のほか、別表第十の上欄に掲げる

届出漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる

制限又は禁止に違反して当該届出漁業を営ん

てはならない。

第五章 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

第五節 漁業調整に関するその他の措置

(べにずわいがに漁業の禁止)  
第八十七条 何人も、別表第一の日本海べにずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域において、動力漁船によりべにずわいがにとることを目的とする漁業(日本海べにずわいがに漁業を除く。)を営んではならない。

(水産動物の採捕の禁止)  
第八十八条 何人も、別表第十二の上欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

2 前項の規定に違反して採捕された水産動物は、所持し、又は販売してはならない。

(中央北極海公海における魚類の採捕の禁止)  
第八十九条 中央北極海公海における規制されていない公海漁業を防止するための協定第一条(a)に規定する協定水域においては、魚、甲殻類及び軟体動物の種に属する水産動物(海洋法に関する国際連合条約第七十七条4に規定する定着性の種族であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを除く。)を採捕してはならない。

(あざらし及びおとせいの猟獲の禁止)  
第九十条 南緯六十度の線以南の海域においては、農林水産大臣が別に定めて告示するあざらし及びおとせいを猟獲してはならない。ただし、農林水産大臣が南極のあざらしの保存に関する条約の実施上支障がないと認めて許可をした場合は、この限りでない。

(ひげ鯨等の捕獲等の禁止)  
第九十一条 基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨及びまぐろ鯨(この条及び次条において「ひげ鯨等」という。)を捕獲してはならない。ただし、基地式捕鯨業及び母船式捕鯨業以外の漁業であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものの操業中に混獲した場合並びに座礁し、又は漂着したひげ鯨等であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲(混獲を含む。以下この項及び次条において同じ。)した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 一 捕獲の日時及び場所
- 二 鯨の種類
- 三 漁業の種類及び免許番号又は許可番号(ひげ鯨等を混獲した場合に限る。)
- 四 処理を開始した日時及び場所
- 五 体長、性別、乳分泌の有無並びに胎児の性別及び体長

3 第一項の規定に違反してひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を販売し、又は販売の目的をもつて所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

(捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限)  
第九十二条 前条第一項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲した者(以下この条において「ひげ鯨等を捕獲した者」という。)は、鯨処理場、卸売市場その他の水産動物に有害な物が遺棄され、又は漏れつするおそれがない場所が外の場所において、当該ひげ鯨等を処理してはならない。

2 ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等の個体の識別に必要なDNA分析(DNAの塩基配列の解析であつて、当該ひげ鯨等の個体を特定させるDNAの塩基配列の情報が取得できるものに限る。以下この条において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該ひげ鯨等(生きているものに限る。)を海に戻す場合及び当該ひげ鯨等の全ての部分を埋却又は焼却により処分する場合は、この限りでない。

3 ひげ鯨等を捕獲した者は、前項の規定によりDNA分析を行ったときは、農林水産大臣が別に定めて告示する様式により、遅滞なく、当該ひげ鯨等の処理状況を報告しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第二項の規定に違反してDNA分析を行わなかつた者について準用する。この場合において、同項中「当該ひげ鯨等」とあるのは、「第九十二条第二項の規定によるDNA分析を行つていない当該ひげ鯨等」と読み替へるものとする。

(齒鯨の捕獲の禁止)  
第九十三条 基地式捕鯨業者以外の者は、齒鯨(まぐろ鯨を除く。以下この条において同じ。)を捕獲してはならない。ただし、齒鯨(いしいるか(りくぜんいるか型いしいるかを含む)、かまいるか、すじいるか、はんどろいるか(ばんどろいるか)、まだらいるか(あらりいるか)、はなごんどろ、こびれごんどろ(まごんどろ)、おきごんどろ、しわはいるか又はかすはごんどろに限る。)をとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項又は第九十九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲する場合は、この限りでない。

(特定の鯨の捕獲の禁止)  
第九十四条 何人も、第九十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、別表第十三の上欄に掲げる鯨を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

2 前項の規定に違反して採捕された鯨は、所持し、又は販売してはならない。

(高度回遊性魚類資源の採捕の禁止)  
第九十五条 中西部太平洋条約海域のうち公海においては、船舶により、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて農林水産大臣が別に定めて告示するもの(以下「高度回遊性魚類資源」という。)を採捕してはならない。ただし、大中型まき網漁業又はかつお・まぐろ漁業を営む者が採捕する場合は、この限りでない。

2 前項の規定に違反して高度回遊性魚類資源を採捕した者は、当該高度回遊性魚類資源又はその製品を所持し、又は販売してはならない。

(北太平洋条約海域における運搬船の届出)  
第九十六条 何人も、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の範囲内において採捕する場合
- 二 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当て又はみなみまぐろの保存のための条約の締結国たる外国等に対する割当てを受けて当該割当ての範囲内において採捕する場合
- 三 第二十四条第一項の規定に違反して陸揚げを行い、又は第一項の規定に違反して大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕した者は、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを販売し、又は販売の目的をもつて所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

(運搬船の届出)  
第九十七条 別表第八の上欄に掲げる港内又は海域内においてかつお・まぐろ漁業(総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。)の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶(以下この項に

おいて「運搬船」という。)を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届けなければならない。

- 一 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本
- 二 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査證書の写し
- 三 運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

2 前項の規定による届出をした者は、同項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届けなければならない。

(北太平洋条約海域における運搬船の届出)  
第九十七条の二 北太平洋条約海域において、遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の漁獲物又はその製品の転載を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶(以下この項において「運搬船」という。)を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の二の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届けなければならない。ただし、転載を受ける漁獲物又はその製品の原料が、大中型まき網漁業の漁獲物であつて、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であり、かつ、第九十五条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するものである場合は、この限りでない。

- 一 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本
- 二 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査證書の写し
- 三 運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

2 前項の規定による届出をした者は、同項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに当該変更に係る事項を農林水産大臣に届けなければならない。

(まぐろ又はかじきの採捕の制限)  
第九十八条 南緯五十五度の線、西経百五十度の線、次に掲げる線から成る線及び西経二十度の線により囲まれた海域並びに大西洋条約海域において、農林水産大臣が許可した場合を除



き、日本船舶以外の船舶においてまぐる又はかじきの採捕に従事してはならない。

- 一 東経百八十度以南の南緯三十五度の線
二 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線
イ 東経百八十度南緯三十五度の点
ロ 東経百八十度南緯三十度の点
ハ 東経百二十度南緯三十度の点
ニ 東経百二十度南緯十度の点
ホ 東経百五十度南緯十度の点
ヘ 東経百五十度南緯二十度の点
ト 東経九十五度南緯二十度の点
チ 東経九十五度南緯三十度の点
三 東経九十五度以西の南緯三十度の線
(無許可船舶におけるさけ又はますをとる漁具の所持の禁止)

第九十九条 漁業を営む者は、政府間の取決めの実施のため農林水産大臣が中型さけ・ます流し網漁業の許可又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項若しくは第九十九条第一項の規定による都道府県知事の許可に係る船舶以外の船舶(以下「さけ・ます漁業に係る無許可船舶」という。)

において専らさけ又はますをとる流し網又ははえ縄を所持することを禁止する区域及び期間を定め告示したときは、当該区域においては、当該期間中さけ・ます漁業に係る無許可船舶において、当該漁具を所持してはならない。

2 前項の区域及び期間は、その施行期日を含め、その期日の二週間前までに官報に掲載してするものとする。ただし、政府間の取決めの実施のため緊急を要する場合は、この限りでない。

(さけ又はますの採捕の制限)

第一百条 赤道以北の太平洋の海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてさけ又はますの採捕に従事してはならない。

(ずわいがにの採捕の制限等)

第一百一条 別表第一のずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域においては、ずわいがにの未成熟がに(腹節の内側に卵を有しない雌がに及び甲幅九センチメートル(別表第十四の上欄に掲げるE海域にあつては、甲幅八センチメートル)未満の雄がにをいう。次項において同じ。)は、採捕してはならない。

2 別表第十四の上欄に掲げる海域においては、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表

の下欄に掲げる期間内は、ずわいがにの成熟がに(未成熟がに以外のかにをいう。)は、採捕してはならない。

- 3 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、第一項の規定に違反して採捕されたずわいがに又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
(べにずわいがにの採捕等の禁止)
第一百二条 雌及び甲幅九センチメートル以下の雄のべにずわいがにには、採捕してはならない。

2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、前項の規定に違反して採捕されたべにずわいがに又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

第六章 雑則

第一百三十三条 漁業監督官は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

- 2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書段に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。
一 別記様式第八号による信号旗Lを掲げること。
二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。
三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(船長等の乗組み禁止命令)

第一百四十二条 農林水産大臣は、漁業者その他水産動植物を採捕する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者(基地式捕鯨業又は母船式捕鯨業における砲手を含む。)に対し、当該違反に係る漁業又は水産資源の採捕に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。
(漁業監督官の乗船)
第一百五十二条 漁業監督官は、その職務を行うため必要があると認めるときは、大臣許可漁業の許可に係る船舶に乗船することができる。
(外国の法令の遵守)
第一百六十二条 大臣許可漁業の許可を受けた者は、外国の領海又は排他的経済水域において操業する場合には、漁業に関する法令に相当する当該外国の法令を遵守しなければならない。

2 別表第五の下欄に掲げる者(大臣許可漁業の許可を受けた者を除く。)は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する場合には、漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

(外国周辺の海域における船舶の立入禁止)
第一百七十二条 外国周辺の海域のうち別表第五の上欄に掲げる区域においては、漁業を営む者は、それぞれ同表の下欄に掲げる者を除き、漁業を営むために船舶により当該区域内に立ち入ってはならない。

(外国周辺の海域における操業等の禁止命令)
第一百八十二条 農林水産大臣は、漁業者が前条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認めるときは、漁業取締りのため必要限度において、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、当該違反に係る同条の区域の周辺の海域につき漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止し、又は漁業に従事することを禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(鯨体処理場)

第一百九十二条 鯨体処理場を設置し、又はその設備を変更しようとする者は、鯨体処理場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、同項の許可を申請しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
二 鯨体処理場の名称
三 鯨体処理場の設置場所
四 第四十六条第二項の規定による報告を受ける連絡先

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

- 一 第一項の許可を受けようとする者が個人である場合 次に掲げる書類
イ 住民票の写し
ロ 略歴
ハ 鯨体処理場の建物図面
ニ 鯨体処理場の仕様書
ホ 設置場所及びその付近の図面
二 第一項の許可を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる書類
イ 定款
ロ 登記事項証明書
ハ 役員の名簿、住所及び略歴を記載した書面

二 前号ハからホまでに定める書類
(鯨体処理場の条件)
第一百十条 鯨体処理場は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

- 一 水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏れつすおそれがないこと。
二 第四十六条第二項の規定による報告を受けらるために必要な体制を有すること。
(変更命令等)
第一百十一条 農林水産大臣は、鯨体処理場が前条の条件を満たさなくなったときは、当該鯨体処理場の設置の許可を受けた者(以下「鯨体処理場設置者」という。)に対し、当該鯨体処理場の設備の変更を命じ、又はその使用を制限することができる。

(許可の取消し等)

第一百十二条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第九十九条第一項の規定による許可を取り消し、又は鯨体処理場の使用の停止を命ずることができる。

1 前項の許可を受けた者が、次に掲げる事由が生じたときは、前項の許可を取り消し、又は鯨体処理場の使用の停止を命ずることができる。

一 当該許可の日から一年以内に鯨体処理場の設置又はその設備の変更がないとき。

二 鯨体処理場が引き続き二年間使用されていないとき。

三 鯨体処理場設置者がこの省令の規定又はこの省令の規定に基づく処分違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

(鯨体処理状況の記載)

**第百十三條** 鯨体処理場設置者は、第四十六条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度これに併記しなければならない。

- 一 処理開始の日時
- 二 体長
- 三 性別
- 四 乳分泌の有無
- 五 胎児の性別及び体長
- 六 この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

2 第五十条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

(鯨体処理状況報告書の提出)

**第百十四條** 鯨体処理場設置者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書を、翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

(鯨体処理場の廃止の届出)

**第百十五條** 鯨体処理場設置者は、鯨体処理場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る鯨体処理場の設置の許可は効力を失う。

(提出書類の經由機関)

**第百十六條** この省令の規定により農林水産大臣に提出する書類であつて次に掲げるものは、第一号から第十五号までに掲げるものにあつては住所(二)以上ある場合にあつては、主たる住所(地)を、第十六号から第十八号までに掲げるものにあつては漁業根拠地(漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業

の操業を管理する事務所の所在地をいい、二以上ある場合にあつては、主たる漁業根拠地をいう。)を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

- 一 遠洋底びき網漁業に関するもの
- 二 東シナ海はえ縄漁業に関するもの
- 三 大西洋等はえ縄等漁業に関するもの
- 四 太平洋底刺し網等漁業に関するもの
- 五 基地式捕鯨業に関するもの
- 六 母船式捕鯨業に関するもの
- 七 かじき等流し網漁業に関するもの
- 八 東シナ海等かじき等流し網漁業に関するもの

- 九 かつお・まぐろ漁業に関するもの
- 十 中型さけ・ます流し網漁業に関するもの
- 十一 北太平洋さんま漁業に関するもの
- 十二 ずわいがに漁業に関するもの
- 十三 日本海べにずわいがに漁業に関するもの
- 十四 いか釣り漁業に関するもの
- 十五 届出漁業に関するもの
- 十六 沖合底びき網漁業に関するもの
- 十七 以西底びき網漁業に関するもの
- 十八 大中型たまき網漁業に関するもの

2 第六章の規定により鯨体処理場に關し農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類は、都道府県知事を経由せずに農林水産大臣に提出することができる。

- 一 第十四条第一項の規定による資源管理の状況等の報告に関するもの
- 二 第二十五条第二項の規定による位置等の報告に関するもの
- 三 第三十条の三(第三十三條、第六十六條の二及び第六十九條の二)において準用する場合を含む。(の規定による転載の届出又は第四十二条若しくは第六十一条の規定による陸揚げ若しくは転載の届出に関するもの)
- 四 第九十七条及び第九十七条の二の規定による運搬船の届出に関するもの

**第七章 罰則**

**第百十七條** 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条(第二十八条において準用する場合を含む。)

二 第三十条の二(第三十三條、第四十三條の二、第六十六條の二及び第六十九條の二)において準用する場合を含む。(、第四十三條、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第一百条から第一百二条まで、第一百七七條又は第九九條第一項の規定に違反した者

二 第百四条第一項又は第百八条第一項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動物の採捕の用に供される物は、没取することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没取することができないときは、その価額を追徴することができる。

**第百十八條** 第三十九條、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三條、第五十四条(第五十五条において準用する場合を含む。)、第五十七条、第六十二条、第六十九條、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項(第九十二条第四項において準用する場合を含む。)、又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第百十九條** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条、第二十二條、第二十九條、第三十一条(第五十五条において準用する場合を含む。)、第三十二條の二(第六十六條の二及び第六十九條の二)において準用する場合を含む。(、第三十五条(第六十三條において準用する場合を含む。)、第四十六條第一項、第四十九條第一項、第五十一条(第五十五条において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))
- 二 第五十六条第一項、第五十八條、第六十四條第一項、第六十五条、第六十七條第一項、第六十八條又は第七十九條の規定に違反した者
- 二 第二十六条第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者

三 第七十七條第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

**第百二十條** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第百七條第一項、第百八條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

**附則 抄**

(施行期日)

**第一條** この省令は、昭和三十八年二月一日から施行する。ただし、第六十一条、第六十四条、第六十九條、第七十三條及び第百條の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定は、同年四月一日から施行する。

(中型機船底曳網漁業取締規則等の廃止)

**第二條** 次の省令は、廃止する。

- 中型機船底曳網漁業取締規則(昭和九年農林省令第二十号)
- 海驢海豹獵獲取締規則(昭和十七年農林省令第四十七号)
- 中型かつお・まぐろ漁業取締規則(昭和二十一年農林省令第四十三号)
- 小型捕鯨業取締規則(昭和二十二年農林省令第九十一号)
- 指定遠洋漁業取締規則(昭和二十五年農林省令第十七号)
- まさ網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第八号)
- 母船式漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第三十号)
- 白蝶貝等採取業取締規則(昭和二十七年農林省令第五十一号)
- さけ・ます流網漁業等取締規則(昭和二十七年農林省令第五十二号)
- トロール漁業取締規則(昭和二十八年農林省令第三十一号)
- さば漁業取締規則(昭和三十三年農林省令第三十二号)

(母船式漁業の漁獲物等の輸送制限に関する経過措置)

**第十二條** この省令の施行の際現に旧母船式漁業取締規則第三十五条の規定により母船及び附属漁船以外の船舶によつてする製品又は漁獲物の輸送につきしている農林水産大臣の承認は、本則第二十九條の規定によりした母船及び独航船等以外の船舶による当該母船式漁業の漁獲物又

は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



附則（昭和五十一年二月一八日農林省令第五一〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十二年三月七日農林省令第五五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十二年七月一日農林省令第三三三号）  
この省令は、昭和五十二年八月一日から施行する。

- 1 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十三年二月二日農林省令第三三三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十三年五月三十一日農林省令第四四〇号）  
この省令は、昭和五十三年六月一日から施行する。

- 1 この省令は、昭和五十三年六月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十三年七月五日農林省令第四九号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十四年二月二〇日農林水産省令第四四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、昭和五十四年六月二日農林水産省令第二八号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令は、昭和五十五年九月一六日農林水産省令第三九号）  
この省令は、昭和五十五年九月二十七日から施行する。

附則（昭和五十七年四月二一日農林水産省令第一六号）  
この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

- 1 この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。
- 2 近海かつお・まぐろ漁業者は、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する

省令第六十三条の三第一項の規定にかかわらず、昭和五十七年十月三十一日までは、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に朱色で塗装した船舶を使用することができ。

- 3 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年二月一六日農林水産省令第五四号）  
この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附則（昭和五十八年六月一一日農林水産省令第一七号）  
この省令は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第六十二号）の施行の日（昭和五十八年七月一日）から施行する。

- 1 この省令は、昭和五十九年三月一〇日農林水産省令第四四号）  
この省令は、昭和五十九年四月十五日から施行する。
- 2 この省令は、昭和六十年八月一日から施行する。

附則（昭和六〇年七月三〇日農林水産省令第三七号）  
この省令は、昭和六十二年八月一日から施行する。

- 1 この省令は、昭和六十二年八月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十三条の三の表（二）海域の欄に掲げる海域を操業区域とする近海かつお・まぐろ漁業者は、同条の規定にかかわらず、昭和六十三年一月三十一日までは、当該許可に係る船舶の船橋を茶色で塗装した船舶を使用することができる。

附則（昭和六十二年四月二〇日農林水産省令第九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成元年四月二六日農林水産省令第一九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用

及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二年二月二二日農林水産省令第二号）  
この省令は、平成二年四月一日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三年七月二三日農林水産省令第三五号）抄  
この省令は、平成三年十月十六日から施行する。

- 1 この省令の施行の際、改正前の第六十三条の四第二項の規定により農林水産大臣が行った許可で現にその効力を有するものは、改正後の第六十三条の規定により農林水産大臣が行った許可とみなす。
- 2 この省令の施行の際、改正前の第六十三条の五で準用する第三十一条第四号の規定により農林水産大臣が行った許可で現にその効力を有するものは、改正後の第六十三条の規定により農林水産大臣が行った許可とみなす。

附則（平成四年二月一八日農林水産省令第四号）  
この省令は、平成四年四月一日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成四年四月一七日農林水産省令第一九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成五年四月一日農林水産省令第二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、繭検定規則、農業機械促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさばつり漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、さばつり漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさばつり漁業の取締りに関する省令、大西の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがはえなわ漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附則（平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。）

附則（平成五年四月一日農林水産省令第一五号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成六年八月二六日農林水産省令第五四号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、繭検定規則、農業機械促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさばつり漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、さばつり漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさばつり漁業の取締りに関する省令、大西の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがはえなわ漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

繭糸価格安定法施行規則、繭検定規則、農業機械促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさばつり漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、さばつり漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさばつり漁業の取締りに関する省令、大西の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがはえなわ漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成七年三月三十一日から施行する。

附則 (平成六年九月三〇日農林水産省令第七〇号)  
この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則 (平成九年四月二一日農林水産省令第三一号)  
この省令は、平成九年八月一日から施行する。

1 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成九年七月一五日農林水産省令第五二号)  
この省令は、平成九年七月二十九日から施行する。

附則 (平成一〇年七月一五日農林水産省令第六〇号)  
この省令は、平成一〇年八月一日から施行する。

附則 (平成一〇年七月一六日農林水産省令第六一号)  
この省令は、平成一〇年八月一日から施行する。

附則 (平成一一年一月二一日農林水産省令第三三号)  
この省令は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行する。

(施行期日)  
1 この省令は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一二年一月二七日農林水産省令第九五号)  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一三年四月二〇日農林水産省令第九二号)  
この省令は、平成一三年七月一日から施行する。

この省令は、平成一三年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の改正規定 公布の日  
二 第九十条の七の次に二条を加える改正規定(第九十条の九に係る部分に限る。)及び第六六条第一項の改正規定(第九十条の九に係る部分に限る。) 平成十四年四月一日

附則 (平成一三年七月三〇日農林水産省令第一一一号)  
この省令は、平成一三年八月一日から施行する。

附則 (平成一三年九月二二日農林水産省令第一二四号)  
この省令は、漁業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成一三年十二月一日)から施行する。ただし、別表第二大中型まき網漁業の項第一号力及びタの改正規定は、平成一三年十月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二七日農林水産省令第一八八号)抄  
この省令は、平成一四年四月一日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成一四年四月一日から施行する。

第二条 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令の一部を改正する政令(平成一四年政令第一号。以下「改正令」という。)附則第二条の規定により近海かつお・まぐろ漁業、日本海べにずわいがに漁業及びいか釣り漁業の許可を受けたものとみなされる者の使用する船舶並びに北太平洋さんま漁業に従事する船舶であつて、この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(以下「新指定漁業省令」という。)第六条の漁船の設備基準に適合していないものは、この省令の施行の日以後船舶のトン数の測定に関する法律施行規則(昭和五十六年運輸省令第四十七号)附則第四項に規定する修繕が行われるまでの間は、同条の漁船の設備基準に適合するものとみなす。

附則 (平成一四年七月二五日農林水産省令第六六号)  
この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一五年四月二七日農林水産省令第四一一号)  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二大中型まき網漁業の項第一号力及びタの改正規定 平成一六年三月三十一日  
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(170)から(172)まで及び大中型まき網漁業の項第一号力の改正規定 平成一七年三月三日

附則 (平成一六年三月一日農林水産省令第一五号)  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二大中型まき網漁業の項第一号力及びタの改正規定 平成一六年三月三十一日  
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(26)から(28)まで及び同(142)から(145)までの改正規定 平成一六年四月一日

附則 (平成一六年七月一六日農林水産省令第六〇号)  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(20)及び(21)並びに同号トの改正規定、同号チ及び同項第二号ム並びにいか釣り漁業の項第一号ロ(5)の改正規定(「島根県簸川郡大社町」を「島根県出雲市」に改める部分に限る。)並びに同(6)の改正規定 平成一七年三月二十二日  
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(8)及び(49)から(54)までの改正規定、同号チの改正規定(「福岡県宗像郡大島村」を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。)、同項第二号ニの改正規定、同号ム及びいか釣り漁業の項第一号ロ(5)の改正規定(「福岡県宗像郡大島村」を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。)並びに同(22)及び(23)並びに同号ホ(9)の改正規定 平成一七年三月二十八日  
三 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(4)及び(22)の改正規定、同(23)の

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二大中型まき網漁業の項第一号力及びタの改正規定 平成一六年三月三十一日  
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(26)から(28)まで及び同(142)から(145)までの改正規定 平成一六年四月一日

附則 (平成一六年七月一六日農林水産省令第六〇号)  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(20)及び(21)並びに同号トの改正規定、同号チ及び同項第二号ム並びにいか釣り漁業の項第一号ロ(5)の改正規定(「島根県簸川郡大社町」を「島根県出雲市」に改める部分に限る。)並びに同(6)の改正規定 平成一七年三月二十二日  
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(8)及び(49)から(54)までの改正規定、同号チの改正規定(「福岡県宗像郡大島村」を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。)、同項第二号ニの改正規定、同号ム及びいか釣り漁業の項第一号ロ(5)の改正規定(「福岡県宗像郡大島村」を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。)並びに同(22)及び(23)並びに同号ホ(9)の改正規定 平成一七年三月二十八日  
三 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(4)及び(22)の改正規定、同(23)の

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二大中型まき網漁業の項第一号力及びタの改正規定 平成一六年三月三十一日  
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(26)から(28)まで及び同(142)から(145)までの改正規定 平成一六年四月一日

附則 (平成一六年七月一六日農林水産省令第六〇号)  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(20)及び(21)並びに同号トの改正規定、同号チ及び同項第二号ム並びにいか釣り漁業の項第一号ロ(5)の改正規定(「島根県簸川郡大社町」を「島根県出雲市」に改める部分に限る。)並びに同(6)の改正規定 平成一七年三月二十二日  
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(8)及び(49)から(54)までの改正規定、同号チの改正規定(「福岡県宗像郡大島村」を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。)、同項第二号ニの改正規定、同号ム及びいか釣り漁業の項第一号ロ(5)の改正規定(「福岡県宗像郡大島村」を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。)並びに同(22)及び(23)並びに同号ホ(9)の改正規定 平成一七年三月二十八日  
三 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(4)及び(22)の改正規定、同(23)の

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二大中型まき網漁業の項第一号力及びタの改正規定 平成一六年三月三十一日  
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(26)から(28)まで及び同(142)から(145)までの改正規定 平成一六年四月一日

附則 (平成一六年七月一六日農林水産省令第六〇号)  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(20)及び(21)並びに同号トの改正規定、同号チ及び同項第二号ム並びにいか釣り漁業の項第一号ロ(5)の改正規定(「島根県簸川郡大社町」を「島根県出雲市」に改める部分に限る。)並びに同(6)の改正規定 平成一七年三月二十二日  
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(8)及び(49)から(54)までの改正規定、同号チの改正規定(「福岡県宗像郡大島村」を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。)、同項第二号ニの改正規定、同号ム及びいか釣り漁業の項第一号ロ(5)の改正規定(「福岡県宗像郡大島村」を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。)並びに同(22)及び(23)並びに同号ホ(9)の改正規定 平成一七年三月二十八日  
三 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(4)及び(22)の改正規定、同(23)の

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二大中型まき網漁業の項第一号力及びタの改正規定 平成一六年三月三十一日  
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(26)から(28)まで及び同(142)から(145)までの改正規定 平成一六年四月一日

附則 (平成一六年七月一六日農林水産省令第六〇号)  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



改正規定（「島根県八束郡島根町」を「島根県松江市」に、「島根県八束郡美保関町」を「島根県松江市」に改める部分に限る。）、同（24）の改正規定（「島根県八束郡美保関町」を「島根県松江市」に改める部分に限る。）並びに同（30）、同項第二号ハ並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ハ及びネの改正規定 平成十七年三月三十一日

六 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（23）及び（24）の改正規定（「兵庫県城崎郡香住町」を「兵庫県美方郡香美町」に改める部分に限る。）、同（25）から（27）まで、（121）、（122）及び（151）から（154）まで並びに同表大中型まき網漁業の項第一号フ、同項第二号イ、同項第三号イ及び同項第四号力の改正規定 平成十七年四月一日

附 則（平成一七年四月二八日農林水産省令第六八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二大中型まき網漁業の項第一号ソ及びツの改正規定 平成十七年五月一日
- 二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（112）並びに大中型まき網漁業の項第二号イ及び第三号イの改正規定 平成十七年六月六日

三 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（2）及び（3）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分については、この規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年七月七日農林水産省令第八一号）

1 この省令は、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第四条の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 大中型まき網漁業者、遠洋かつお・まぐろ漁業者又は近海かつお・まぐろ漁業者は、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新令」という。）第三十

一条の三（第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までは、この省令の施行の際現に当該漁業の許可を受けている船舶、この省令による改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「旧令」という。）第三十二条第一項の規定により届け出ている運搬船又は旧令第三十三条第一項の規定により届け出ている火船若しくは魚探船であつて新令第三十一条の三の規定による信号符字等を表示していないものを当該漁業に使用することができる。

3 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分については、この規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年八月一日農林水産省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年九月一日農林水産省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（59）から（61）まで、（120）、（144）及び（145）の改正規定、同（147）の改正規定（「度会郡南島町」を「同県度会郡南伊勢町」に改める部分に限る。）、同項第二号イ及び同表大中型まき網漁業の項第一号ホの改正規定、同項第二号イ及び第三号イの改正規定（「同郡歌津町」を「同郡南三陸町」に改める部分に限る。）並びに同項第四号力の改正規定 平成十七年十月一日

二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（147）の改正規定（「同県北牟婁郡紀伊長島町」を「同県北牟婁郡紀北町」に改める部分に限る。）、平成十七年十月十一日

三 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（5）及び（6）並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ソ、ツ及びネの改正規定 平成十七年十一月七日

四 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（132）の改正規定 平成十七年十二月五日

五 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（107）及び（108）並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ウの改正規定並びに同項第二号

イ及び第三号イの改正規定（「岩手県九戸郡種市町」を「岩手県九戸郡洋野町」に改める部分に限る。）、平成十八年一月一日

附 則（平成一八年二月一日農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（95）から（97）まで及び（155）並びに第二号アの改正規定 平成十八年三月一日
- 二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（30）の改正規定（「大飯町」を「おおい町」に改める部分に限る。）、同項第二号ロの改正規定、同号ニの改正規定（「大飯町」を「おおい町」に改める部分に限る。）及び同表大中型まき網漁業の項第一号への改正規定 平成十八年三月三日

三 別表第二沖合底びき網漁業の項第二号ルの改正規定（「常呂郡常呂町」を「北見市」に改める部分に限る。）及び同表いか釣り漁業の項第一号リ（11）の改正規定 平成十八年三月五日

四 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（30）の改正規定（「大飯町」を「おおい町」に改める部分を除く。）、同（31）、（32）、（133）及び（134）の改正規定、同（164）の改正規定（「窪川町」を「四万十町」に改める部分に限る。）、同（165）の改正規定、同項第二号ソの改正規定（「安房郡白浜町」を「南房総市」に改める部分に限る。）、同号ツの改正規定、同項第三号ロの改正規定（「安房郡白浜町」を「南房総市」に改める部分に限る。）、同表大中型まき網漁業の項第一号タの改正規定（「鹿児島県出水郡」の下に「長島町」を加え、「同県出水郡東町」を「同町」に改める部分に限る。）並びに同項第五号の改正規定 平成十八年三月二十日

五 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（9）及び（10）及び（131）の改正規定、同表大中型まき網漁業の項第一号力の改正規定（「南高来郡口之津町」を「南島原市」に改める部分を除く。）、同号ヨの改正規定並びに同号タの改正規定（「鹿児島県出水郡」の下に「長島町」を加え、「同県出水郡東町」を「同町」に改める部分を除く。）、平成十八年三月二十七日

六 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（19）、（141）、（142）及び（158）の

改正規定、同項第三号ロの改正規定（「安房郡白浜町」を「南房総市」に改める部分を除く。）、同表大中型まき網漁業の項第一号ルの改正規定（「南高来郡口之津町」を「南島原市」に改める部分に限る。）、同号ワの改正規定、同号力の改正規定（「南高来郡口之津町」を「南島原市」に改める部分に限る。）、同項第二号イ及び第三号イの改正規定（「本吉郡唐桑町」を「気仙沼市」に、「同郡」を「同県本吉郡」に改める部分に限る。）並びに同項第四号力の改正規定（「宮城県本吉郡唐桑町」を「同県気仙沼市」に、「同郡」を「同県本吉郡」に改める部分に限る。）、平成十八年三月三十一日

附 則（平成一八年三月三十一日農林水産省令第二二号） 抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第一項の割当てを受けようとする遠洋かつお・まぐろ漁業者に係る同条第三項の規定の適用については、平成十八年に限り、同項中「毎年三月一日」とあるのは、「平成十八年四月十五日」とする。

（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分については、この規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年七月六日農林水産省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年二月一日農林水産省令第九一号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分については、この規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年七月二五日農林水産省令第六四号） 抄



2 この省令の施行の際現に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の漁業法第五十二条第一項に基づく沖合底びき網漁業の許可を受けている船舶であつて、その推進機関の出力が漁業法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正後の漁業法第四十一条第五号の農林水産大臣の定める基準において定められている最高限度を超えているものについては、当分の間、当該出力を当該船舶に係る同号の最高限度とみなす。ただし、当該船舶の推進機関を新たな推進機関と交換する場合は、この限りでない。（罰則の適用に関する経過措置）

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年九月九日農林水産省令第六十九号）  
この省令は、平成二十七年九月十日から施行する。

附則（平成二八年五月一九日農林水産省令第三十八号）  
この省令は、平成二八年六月四日から施行する。ただし、別表第二「遠洋かつお・まぐろ」漁業の項第八号の次に一号を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。

附則（平成二八年二月二日農林水産省令第七十八号）  
この省令は、平成二九年一月一日から施行する。

附則（平成二九年六月七日農林水産省令第三十三号）  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二九年六月二日農林水産省令第三十四号）  
附則（平成二九年九月二日農林水産省令第三十五号）  
この省令は、平成二九年八月一日から施行する。ただし、別表第二「沖合底びき網漁業」の項第一号口（150）の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年九月二日農林水産省令第三十五号）  
この省令は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。

附則（平成二九年二月二日農林水産省令第六十六号）  
この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（平成三〇年六月二九日農林水産省令第四一号）  
この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、別表第四「西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域」の項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三一年三月二日農林水産省令第三十三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年三月一九日農林水産省令第一六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十三号第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の日から三月を経過する日までの間に、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新省令」という。）第八十三号第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第三項各号に定める書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する者が同項に規定する期間内に同項に規定する書面及び書類を提出しなかった場合は、当該許可はその効力を失う。（準備行為）

第三条 この省令の施行の日以降に営もうとする鯨をとる漁業に係る漁業法第五十二条第一項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、新省令の規定の例により行うことができる。（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和元年一〇月九日農林水産省令第三十八号）

この省令は、令和元年十月二十九日から施行する。

附則（令和二年七月八日農林水産省令第四八号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。（漁獲量の制限に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の第三十四条、第四十二条、第四十六条、第五十七条、第七十一条、第九十一条の三及び第九十一条の四の規定は、これらの規定に係る水産動植物が改正法第一条の規定による改正後の漁業法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。この場合においては、大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろが同号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、この省令による改正後の第九十六条の規定は、適用しない。（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の前にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年一〇月二〇日農林水産省令第七十三号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

附則（令和二年二月二五日農林水産省令第七八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第十七号）は、廃止する。

附則（令和二年二月二四日農林水産省令第八一号）  
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附則（令和二年二月二日農林水産省令第八三号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年一月七日農林水産省令第二号）  
この省令は、令和三年二月一日から施行する。

附則（令和三年二月一九日農林水産省令第六号）  
この省令は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の効力発生の日から施行する。

附則（令和三年四月二三日農林水産省令第三二号）  
この省令は、令和三年五月一日から施行する。

附則（令和三年六月三日農林水産省令第三五号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。（操業制限又は禁止に関する経過措置）

第二条 この省令による改正前の別表第四の「かつお・まぐろ」漁業の項第八号、第十号及び第二十四号から第三十一号までの規定は、これらの規定に係る水産動植物が漁業法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の前にした行為及び前条の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年四月一日農林水産省令第三六号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（令和四年七月一日農林水産省令第四三号）  
この省令は、令和四年八月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二九年六月二日農林水産省令第三十四号）  
附則（平成二九年九月二日農林水産省令第三十五号）  
この省令は、平成二九年八月一日から施行する。ただし、別表第二「沖合底びき網漁業」の項第一号口（150）の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年九月二日農林水産省令第三十五号）  
この省令は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。

附則（平成二九年二月二日農林水産省令第六十六号）  
この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（平成三〇年六月二九日農林水産省令第四一号）  
この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、別表第四「西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域」の項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三一年三月二日農林水産省令第三十三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年三月一九日農林水産省令第一六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十三号第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の日から三月を経過する日までの間に、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新省令」という。）第八十三号第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第三項各号に定める書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する者が同項に規定する期間内に同項に規定する書面及び書類を提出しなかった場合は、当該許可はその効力を失う。（準備行為）

第三条 この省令の施行の日以降に営もうとする鯨をとる漁業に係る漁業法第五十二条第一項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、新省令の規定の例により行うことができる。（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和元年一〇月九日農林水産省令第三十八号）

この省令は、令和元年十月二十九日から施行する。

附則（令和二年七月八日農林水産省令第四八号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。（漁獲量の制限に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の第三十四条、第四十二条、第四十六条、第五十七条、第七十一条、第九十一条の三及び第九十一条の四の規定は、これらの規定に係る水産動植物が改正法第一条の規定による改正後の漁業法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。この場合においては、大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろが同号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、この省令による改正後の第九十六条の規定は、適用しない。（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の前にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年一〇月二〇日農林水産省令第七十三号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

附則（令和二年二月二五日農林水産省令第七八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第十七号）は、廃止する。

附則（令和二年二月二四日農林水産省令第八一号）  
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附則（令和二年二月二日農林水産省令第八三号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年一月七日農林水産省令第二号）  
この省令は、令和三年二月一日から施行する。

附則（令和三年二月一九日農林水産省令第六号）  
この省令は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の効力発生の日から施行する。

附則（令和三年四月二三日農林水産省令第三二号）  
この省令は、令和三年五月一日から施行する。

附則（令和三年六月三日農林水産省令第三五号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。（操業制限又は禁止に関する経過措置）

第二条 この省令による改正前の別表第四の「かつお・まぐろ」漁業の項第八号、第十号及び第二十四号から第三十一号までの規定は、これらの規定に係る水産動植物が漁業法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の前にした行為及び前条の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年四月一日農林水産省令第三六号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（令和四年七月一日農林水産省令第四三号）  
この省令は、令和四年八月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月二日農林水産省令第一六号)

1 この省令は、公布の日から起算して一月を經過した日から施行する。  
2 この省令の施行前に行われた転載に係る申告書の提出期限については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年七月五日農林水産省令第三八号)

この省令は、令和五年八月一日から施行する。

附 則 (令和五年二月二日農林水産省令第六六号)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。  
2 操業日誌の備付け及び記録については、この省令による改正後の漁業の許可及び取締り等に関する省令(以下「新省令」という。)第二十六條第五項の規定は、同項に規定する操業日誌の備付け及び記録を施行日以後最初に行うべき日として次の表のとおり大臣許可漁業及び海域ごとに定める日から適用し、同日前における操業日誌の備付け及び記録については、なお従前の例による。

Table with columns for '大臣許可漁業の名' and '海域'. The '大臣許可漁業の名' column lists '大中小型まき網漁業'. The '海域' column describes the exclusive economic zone and continental shelf of Japan, excluding the waters around the Tokyo Bay Islands.

Table with columns for '大臣許可漁業の名' and '海域'. It lists specific coordinates for the start and end of the fishing zone, such as '北緯五十度の線、東経百度の線' and '南緯四度西経百五十度の点'.

九 南緯十度東経百度の点

3 操業日誌の提出については、新省令第二十六條第六項の規定は、同項に規定する操業日誌の提出を施行日以後最初に行うべき日として次の表のとおり大臣許可漁業及び海域ごとに定める日から適用し、同日前における操業日誌の提出については、なお従前の例による。

Table with columns for '大臣許可漁業の名' and '海域'. It lists specific coordinates for the fishing zone, such as '北緯五十度の線、東経百度の線' and '南緯十度東経百度の点'.

五十度の線から成る線以西の太平洋の海域

4 大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合には、新省令第二十六條の規定にかかわらず、当分の間、この省令による改正前の漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六條の規定を適用する。

Table with columns for '大臣許可漁業の名' and '海域'. It lists specific coordinates for the fishing zone, such as '北緯五十度の線、東経百度の線' and '南緯十度東経百度の点'.





② 前年度の生産実績、次年度主要作業及びその行うまでの農機の種類

許 可 番 号	○○○○許可証		
社 名			
住所又は名称			
動 機	動 機 農機種類 番号	動機 の 種類 番号	備 考 (例: ) 年 月 日まで
操 業 区 域			
農 業 種 別			
農業生産者 の 総数(単位:人)			
農業従事者			
農機保有台数			
許可の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
条 件			
年 月 日			
	農林水産大臣		

③ 農機交換申請の場合

許 可 番 号	農機交換申請許可証		
社 名			
住所又は名称			
動 機	動 機 農機種類 番号	動機 の 種類 番号	備 考 (例: ) 年 月 日まで
操 業 区 域			
農 業 種 別			
農業生産者 の 総数(単位:人)			
農業従事者	名	所 在 地	
許可の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
条 件			
年 月 日			
	農林水産大臣		

④ 農機交換申請に係る取組の報告

許 可 番 号	農機交換申請許可証 (取組)		
社 名			
住所又は名称			
動 機	動 機 農機種類 番号	動機 の 種類 番号	備 考 (例: ) 年 月 日まで
操 業 区 域			
農 業 種 別			
農業生産者 の 総数(単位:人)	動 機 の 種類 番号	動 機 の 種類 番号	動 機 の 種類 番号
農業従事者			
農機保有台数			
許可の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
条 件			
年 月 日			
	農林水産大臣		

⑤ 農機交換申請に係る取組の報告

許 可 番 号	農機交換申請許可証 (取組)		
社 名			
住所又は名称			
動 機	動 機 農機種類 番号	動機 の 種類 番号	備 考 (例: ) 年 月 日まで
操 業 区 域			
農 業 種 別			
農業生産者 の 総数(単位:人)			
農業従事者			
農機保有台数			
許可の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
条 件			
年 月 日			
	農林水産大臣		

様式第4号(第40条関係) (国土交通省令で定める様式等)  
大分県土木試験官に係る試験記録簿

農林水産大臣 関 係 官  
氏 名 関 係 官 氏 名  
〒 所在地(大分県) 所在地(大分県)  
〒 所在地(大分県) 所在地(大分県)

下記により大分県土木試験官に係る試験記録簿を使用しますので、関係書類を添えて提出します。  
記

1 大分県土木試験官に係る試験記録簿  
① 試験記録簿番号  
② 科目番号  
③ 期 号  
④ 受付不足試験科目 合計 備 考

① 試験記録簿番号	② 科目番号	③ 期 号	④ 受付不足試験科目	合計	備 考

様式第5号(第41条関係) (国土交通省令で定める様式等)  
大分県土木試験官に係る試験記録簿

農林水産大臣 関 係 官  
氏 名 関 係 官 氏 名  
〒 所在地(大分県) 所在地(大分県)  
〒 所在地(大分県) 所在地(大分県)

下記により大分県土木試験官に係る試験記録簿を使用しますので、関係書類を添えて提出します。  
記

1 大分県土木試験官に係る試験記録簿  
① 試験記録簿番号  
② 科目番号  
③ 期 号  
④ 受付不足試験科目(試験科目) 合計 備 考

① 試験記録簿番号	② 科目番号	③ 期 号	④ 受付不足試験科目(試験科目)	合計	備 考

様式第6号(第52条、第55条関係) (国土交通省令で定める様式等)



- 備考
- 1 試験記録簿の構成である。
  - 2 寸法の単位は、センチメートルとする。

様式第7号(第97条関係) (国土交通省令で定める様式等)  
大分県土木試験官に係る試験記録簿

農林水産大臣 関 係 官  
氏 名 関 係 官 氏 名  
〒 所在地(大分県) 所在地(大分県)  
〒 所在地(大分県) 所在地(大分県)

下記により、大分県土木試験官に係る試験記録簿を使用しますので、関係書類を添えて提出します。  
記

- 1 試験記録簿 (Carroll Vehicle Register)  
2 試験記録簿番号 (National Registry Number)  
3 登録番号 (International Builders Call Sign)  
4 試験科目 (NRE Number)  
5 検査官 (Vet. Bu. No.)  
6 検査官 (Vet. Bu. No.)  
7 検査官 (Vet. Bu. No.)  
8 検査官 (Vet. Bu. No.)  
9 検査官 (Vet. Bu. No.)  
10 検査官 (Vet. Bu. No.)  
11 検査官 (Vet. Bu. No.)  
12 検査官 (Vet. Bu. No.)  
13 検査官 (Vet. Bu. No.)  
14 検査官 (Vet. Bu. No.)  
15 検査官 (Vet. Bu. No.)  
16 検査官 (Vet. Bu. No.)  
17 検査官 (Vet. Bu. No.)  
18 検査官 (Vet. Bu. No.)  
19 検査官 (Vet. Bu. No.)  
20 検査官 (Vet. Bu. No.)  
21 検査官 (Vet. Bu. No.)



東シ ナ海 等か じき 等流 し網 漁業	北太 平洋 さん ま漁 業	ずわ いが に漁	線、東経百四十二度五十九分四十 七秒の線、北緯三十八度十一秒 七秒の線、次のイの点からハの点 までを順次に直線で結ぶ線、次の ニの点からヘの点までを順次に直 線で結ぶ線及び陸岸により囲まれ た海域（第一号に掲げる海域を除 く。） イ 青森県西津軽郡深浦町艦作埼 突端 ロ 北海道松前郡松前町松前小島 灯台 ハ 北海道松前郡松前町白神岬 突端 ニ 最大高潮時海岸線と千葉県南 房総市野島埼灯台正南の線との 交点 ホ 千葉県南房総市野島埼灯台正 南三十海里の点 ヘ 北緯三十度十五秒東経百四十 六度五十九分四十七秒の点 東経百二十七度五十九分五十二秒 の線以西の日本海及び東シナ海の 海域
十二月三年翌らか日六月一十			

二 甲線以東の日本海海域のう ち、北緯四十一度二十分九秒の線 以南の海域	三 甲線以東の日本海海域のう ち、北緯四十一度二十分九秒の線 以北の海域	四 北海道稚内市宗谷岬突端から 樺太西能登呂岬突端に至る線以東 のオホーツク海海域（東経百四 十八度五十九分四十一秒の線以西 の北緯五十三度三十分五秒の線、 北緯五十三度三十分五秒東経百四 十八度五十九分四十一秒の点から 北緯四十六度九秒東経百四十八度 五十九分四十三秒の点に至る直線 及び東経百四十八度五十九分四 十三秒の線以東の北緯四十六度九秒
でま日一十三月五年翌らか日一月十	でま日一十三月五年翌らか日一月十	でま日一十三月五年翌らか日一月十

五 青森県下北郡東通村尻屋埼突 端から正東の線と千葉県南房総市 野島埼突端から正東の線との両線 間における太平洋の海域	日本 海へ に わ い が に 漁 業	次に掲げる海域以外の日本海 の海域 一 北緯四十一度二十分九秒の線 以北の我が国の排他的経済水域、 領海及び内水 二 北緯四十一度二十分九秒の線 以南、次に掲げる線から成る線以 東の日本海海域 イ 北緯四十一度二十分九秒東経 百三十七度五十九分四十八秒の点 から北緯四十四度三十分九秒東経百 三十七度五十九分四十八秒の点に 至る直線 ロ 北緯四十四度三十分九秒東経百 三十七度五十九分四十八秒の点か ら北緯三十七度三十分十秒東経百 三十四度五十九分五十分の点に至 る直線 ハ 北緯三十七度三十分十秒東経 百三十四度五十九分五十分の点か ら北緯三十七度三十分十秒東経百 三十三度五十九分五十分の点に至 る直線
でま日一十三月三年翌らか日十月二十		でま日一十三月三年翌らか日十月二十

別表第二（第二条、第七十条関係） 大臣許 可漁業 沖合底 びき網 漁業	二 北緯三十七度三十分十秒以南 の東経百三十三度五十九分五十分 の線	次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ 線及び陸岸により囲まれた海域 （1） 北緯四十五度二十五分一秒東 経百四十一度四十九分三十八秒の点 （2） 北緯四十五度三十四分十一秒 東経百四十一度四十三分七秒の点 （3） 北緯四十五度三十五分五十五 秒東経百四十一度五十六分十四秒の 点 （4） 北緯四十五度三十二分四十二 秒東経百四十二度十七分五十分の点 （5） 北緯四十五度十七分三十分六秒 東経百四十二度三十四分四十八秒の 点 （6） 北緯四十五度十分四十九秒東 経百四十二度四十分二十九秒の点 （7） 北緯四十四度四十六分八秒東 経百四十二度五十七分四秒の点 （8） 北緯四十四度三十六分十三秒 東経百四十三度十二分三十一秒の点 （9） 北緯四十四度三十五分四秒東 経百四十三度四十分十八秒の点 （10） 北緯四十四度三十分五秒 東経百四十三度三十分三十五秒の 点 （11） 北緯四十四度二十九分十九 秒東経百四十三度二十六分十三秒の 点 （12） 北緯四十四度二十三分三十三 秒東経百四十三度三十九分三十三 秒の点 （13） 北緯四十四度二十一分二十 三秒東経百四十三度三十八分二秒の 点 （14） 北緯四十四度十七分二十五 秒東経百四十三度五十分十九秒の点 （15） 北緯四十四度十八分五十五 秒東経百四十三度五十一分十一秒の 点
--	--	---

(16)	北緯四十四度十三分三十秒 東経百四十四度五分の点
(17)	北緯四十四度十二分四十三秒 東経百四十四度四分三十秒の点
(18)	北緯四十四度十分四十六秒 東経百四十四度二分二十二秒の点
(19)	北緯四十四度九分五十二秒 東経百四十四度四分二十六秒の点
(20)	北緯四十四度八分九秒 東経百四十四度二分の点
(21)	北緯四十四度六分三十七秒 東経百四十四度二分の点
(22)	北緯四十四度一分十秒 東経百四十四度三十二分三十二秒の点
(23)	北緯四十四度三十四秒 東経百四十四度四分四十八秒の点
(24)	北緯四十四度六分四十八秒 東経百四十四度五十八分四十九秒の点
(25)	北緯四十四度十三分九秒 東経百四十五度九分五十四秒の点
(26)	北緯四十四度二十一分四十四秒 東経百四十五度十八分五十二秒の点
(27)	北緯四十四度二十一分五十五秒 東経百四十五度二十一分二十七秒の点
(28)	北緯四十四度三十分二十四秒 東経百四十五度二十九分五秒の点
(29)	北緯四十四度三十分九秒 東経百四十五度四十六分二十一秒の点
(30)	北緯四十四度四十八分二十四秒 東経百四十五度三十六分四十五秒の点
(31)	北緯四十四度四十七分三十九秒 東経百四十五度三十六分四十五秒の点
(32)	北緯四十四度九分九秒 東経百四十五度三十一分四十五秒の点
(33)	北緯四十三度五十八分三十三秒 東経百四十五度二十四分四十三秒の点
(34)	北緯四十三度五十二分五十五秒 東経百四十五度三十一分一秒の点
(35)	北緯四十三度四十五分十八秒 東経百四十五度十四分四十九秒の点

業	か お・ま ぐる 漁	大 中 型 ま き 網 漁 業	(36) 北緯四十三度四十四分九秒 東経百四十五度十五分十五秒の点 (37) 北緯四十三度四十三分三十八秒 東経百四十五度十五分五十三秒の点 (38) 北緯四十三度四十一分六秒 東経百四十五度二十六分六秒の点 (39) 北緯四十三度三十七分五十七秒 東経百四十五度二十四分五十九秒の点 (40) 北緯四十三度三十七分三十九秒 東経百四十五度二十五分四十五秒の点 (41) 北緯四十三度三十七分十五秒 東経百四十五度二十六分四秒の点 (42) 北緯四十三度三十七分九秒 東経百四十五度二十六分十四秒の点 (43) 北緯四十三度三十一分三十二秒 東経百四十五度三十七分五十八秒の点 (44) 北緯四十三度三十二分九秒 東経百四十五度四十分四十五秒の点 (45) 北緯四十三度二十八分十三秒 東経百四十五度四十五分二十一秒の点 (46) 北緯四十三度二十七分十六秒 東経百四十五度四十八分四十一秒の点 (47) 北緯四十三度二十三分二十四秒 東経百四十五度五十分九秒の点 (48) 北緯四十三度二十三分七秒 東経百四十五度四十九分二秒の点
	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域	北海道恵山岬灯台から青森県尻屋埼灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋埼灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉野島埼灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域	

(東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。)

別表第3 (第22条関係)

大臣許可漁業	表示場所	表示様式
沖合底びき網漁業	船首の両側及び船尾	何沖123
以西底びき網漁業	同上	何西123
遠洋底びき網漁業	同上	何遠123
東シナ海はえ縄漁業	同上	東海はえ123
大西洋等はえ縄等漁業	同上	西はえ123
太平洋底刺し網等漁業	同上	底さし123
大中型まき網漁業	船橋の両側	まき123
基地式捕鯨業	クローネーストの両側	基123
かじき等流し網漁業	船橋の両側	かじき流123
東シナ海等かじき等流し網漁業	同上	東海かじき123
中型さけ・ます流し網漁業	同上	何流123
ずわいがに漁業	同上	日力123
日本海へにずわいがに漁業	同上	べにずわいがに123
いか釣り漁業	同上	イカ123

備考  
1 表示様式の欄中「何」とあるのは、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業にあつては漁業根拠地(2以上ある場合には、主たる漁業根拠地)、その他の指定漁業にあつては住所(2以上ある場合には、主たる住所)のある都道府県名の漢字の頭字(他の都道府県名と混同すること。)  
2 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。  
(1) 総トン数200トン以上の船舶を使用する遠洋底びき網漁業の場合にあつては、大きさは30センチメートル以上、太さは6センチメートル以上、間隔は8センチメートル以上とする。

(2) その他の場合にあつては、大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。

別表第4 (第二十三条関係)

大臣許可漁業	制限又は禁止
沖合底びき網漁業	一次に掲げる海域における沖合底びき網漁業の操業は、禁止する。 イ 北緯四十四度三十三分九秒以北の東経百四十五度三十七分四十五秒の線、次の(1)の点から(2)の点までを順次に直線で結ぶ線及び(2)の点から百六十度の線以東の齒舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島の周辺水域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域を除いた海域 (1) 北緯四十四度三十三分九秒東経百四十五度三十七分四十五秒の点 (2) 北緯四十四度二十九分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点 (3) 北緯四十四度十七分三十九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点 (4) 北緯四十四度九分九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点 (5) 北緯四十三度五十七分九秒東経百四十五度十九分十五秒の点 (6) 北緯四十三度五十五分五秒東経百四十五度十六分四十五秒の点 (7) 北緯四十三度五十二分九秒東経百四十五度十四分四十五秒の点 (8) 北緯四十三度四十八分九秒東経百四十五度十三分四十五秒の点 (9) 北緯四十三度四十四分九秒東経百四十五度十五分十五秒の点 (10) 北緯四十三度四十一分三十九秒東経百四十五度十八分十五秒の点 (11) 北緯四十三度三十八分三十九秒東経百四十五度二十三分十五秒の点



- (12) 北緯四十三度三十七分三十九秒東經百四十五度二十五分四十五秒の点
  - (13) 北緯四十三度三十分九秒東經百四十五度三十一分四十五秒の点
  - (14) 北緯四十三度三十二分九秒東經百四十五度四十分四十五秒の点
  - (15) 北緯四十三度二十六分九秒東經百四十五度四十七分四十五秒の点
  - (16) 北緯四十三度二十五分九秒東經百四十五度四十九分十五秒の点
  - (17) 北緯四十三度二十三分二十七秒東經百四十五度五十分十五秒の点(納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結ぶ線の中心点)
  - (18) 北緯四十三度二十分九秒東經百四十五度五十一分四十五秒の点
  - (19) 北緯四十三度十九分九秒東經百四十五度五十二分十五秒の点
  - (20) 北緯四十三度十六分九秒東經百四十五度五十二分十五秒の点
  - (21) 北緯四十三度十四分九秒東經百四十五度五十三分十五秒の点
  - (22) 北緯四十三度八分九秒東經百四十五度五十三分十五秒の点
- 次に掲げる各点又は線を順次に結ぶ線から成る線により囲まれた海域(イに掲げる海域と重複する部分を除く)。
- (1) 宮崎県串間市都井岬突端正東七海里の点
  - (2) 宮崎県串間市都井岬突端と鹿児島県肝属郡肝付町観音崎突端南東三海里の点とを結ぶ線と都井岬突端正東七海里の点と観音崎突端とを結ぶ線との交点
  - (3) 鹿児島県肝属郡肝付町観音崎突端南東三海里の点
  - (4) 鹿児島県肝属郡南大隅町佐多岬突端正南四海里の点
  - (5) 鹿児島県南さつま市坊岬突端南西三海里の点
  - (6) 鹿児島県南さつま市野間岬突端正西三海里の点
  - (7) 鹿児島県薩摩川内市下甕島釣掛岬突端
  - (8) 鹿児島県薩摩川内市上甕島繩瀬鼻突端

- (9) 鹿児島県薩摩川内市上甕島繩瀬鼻突端と長崎県長崎市野母崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点
- (10) 長崎県長崎市伊予島頂上と同県五島市福江島笠山崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点
- (11) 長崎県五島市福江島笠山崎突端
- (12) 長崎県五島市大瀬崎突端
- (13) 長崎県五島市大瀬崎突端正西の線と東經百二十八度二十九分五十二秒の線との交点
- (14) 北緯三十三度九分二十七秒東經百二十八度二十九分五十二秒の点
- (15) 北緯三十三度四十一分四十二秒東經百二十九度十一分五十二秒の点
- (16) 長崎県対馬市神崎灯台中心点
- (17) 長崎県対馬市三島灯台中心点
- (18) 長崎県対馬市三島灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点とを結ぶ線と同灯台中心点正西の線と東經百二十九度五十九分五十二秒の線との交点と山口県萩市見島北端とを結ぶ線との交点
- (19) 山口県萩市見島北端
- (20) 山口県萩市見島北端と島根県出雲市日御碕突端とを結ぶ線上同突端正五海里の点
- (21) 島根県出雲市日御碕突端正北五海里の点
- (22) 島根県松江市多古鼻突端正北五海里の点
- (23) 島根県松江市多古鼻突端正北五海里の点と鳥取県鳥取市長尾鼻突端とを結ぶ線と島根県松江市沖ノ御前島頂上と兵庫県美方郡香美町余部埼突端とを結ぶ線との交点
- (24) 島根県松江市沖ノ御前島頂上と兵庫県美方郡香美町余部埼突端とを結ぶ線と鳥取県若美郡若美町津崎突端と余部埼突端正北一海里の点とを結ぶ線との交点
- (25) 兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里の点

- (26) 兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里の点と同町大山頂上とを結ぶ線と余部埼突端と京都府京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線との交点
- (27) 兵庫県美方郡香美町余部埼突端と京都府京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線と結ぶ線と同県豊岡市猫崎突端と経ヶ岬突端正北三海里の点とを結ぶ線との交点
- (28) 京都府京丹後市経ヶ岬突端正北三海里の点
- (29) 京都府舞鶴市沖ノ島北端
- (30) 京都府舞鶴市沖ノ島北端と福井県三方上中郡若狭町常神崎突端とを結ぶ線と同県大飯郡おおい町鋸崎突端と同県坂井市安島崎突端正西三海里の点とを結ぶ線との交点
- (31) 福井県坂井市安島崎突端正西三海里の点
- (32) 福井県坂井市安島崎突端正西三海里の点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線と同県加賀市加佐ノ岬突端正西の線との交点
- (33) 石川県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と同県加賀市加佐ノ岬突端正西の線との交点から同沖合四海里の線と同県輪島市鋸崎突端正西の線との交点までに至る部分
- (34) 石川県珠洲市祿剛埼突端正北東四海里の点
- (35) 石川県珠洲市長手埼突端正東六海里の点
- (36) 石川県珠洲市長手埼突端正東六海里の点と富山県黒部市生地鼻突端とを結ぶ線と石川県七尾市大泊鼻突端と新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点
- (37) 新潟県佐渡市沢崎鼻突端
- (38) 新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端
- (39) 新潟県、山形県及び秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端と同県新潟市新川口中央とを結ぶ線との交点から同沖合四海里の線と北緯三十九度十五分十秒の線との交点までに至る部分
- (40) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合三海里の線のうち同線と

- 北緯三十九度十五分十秒の線との交点から同沖合三海里の線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点までに至る部分
- (41) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点から同沖合四海里の線と同県男鹿市塩瀬崎突端正八十二度の線との交点まで
- (42) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合一・五海里の線のうち同線と同県男鹿市塩瀬崎突端正八十二度の線との交点から同沖合一・五海里の線と同市戸賀と同市北浦との最大高潮時海岸線における境界点二百四十七度の線との交点までに至る部分
- (43) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と同県男鹿市戸賀と同市北浦との最大高潮時海岸線における境界点二百四十七度の線との交点から同沖合四海里の線と同県と青森県との境界にある須郷岬突端正西の線との交点までに至る部分
- (44) 秋田県と青森県との境界にある須郷岬突端正西四海里の点と同県西津軽郡深浦町鱸作埼突端とを結ぶ線上鱸作埼突端一・八海里の点
- (45) 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺恵神埼突端正二百六十九度一・五海里の点
- (46) 青森県西津軽郡深浦町鱸作埼突端正二百六十一度〇・六海里の点
- (47) 青森県西津軽郡深浦町鱸作埼突端正西〇・七海里の点
- (48) 青森県西津軽郡深浦町鱸作埼突端正二百九十五度〇・七海里の点
- (49) 青森県西津軽郡深浦町鱸作埼突端正三百三十三度三十分一・一海里の点
- (50) 青森県西津軽郡深浦町入前埼突端正十度一・五海里の点
- (51) 青森県西津軽郡深浦町大戸瀬埼突端正西西北三三海里の点

- (52) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町弁天埼突端と同県北津軽郡中泊町権現埼突端とを結ぶ線上弁天埼突端五海里の点
- (53) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町弁天埼突端と同県北津軽郡中泊町権現埼突端とを結ぶ線上同突端二・二海里の点
- (54) 青森県北津軽郡中泊町権現埼突端二百二十度一・七海里の点
- (55) 青森県北津軽郡中泊町権現埼突端正西一海里の点
- (56) 青森県北津軽郡中泊町権現埼突端と北海道松前郡松前町白神岬突端とを結ぶ線上権現埼突端一海里の点
- (57) 青森県北津軽郡中泊町権現埼突端と北海道松前郡松前町白神岬突端とを結ぶ線上権現埼突端七海里の点
- (58) 北海道松前郡松前町松前小島灯台中心点
- (59) 北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線と東経百三十八度五十九分四十八秒の線との交点
- (60) 東経百三十八度五十九分四十七秒の線と北海道積丹郡積丹町積丹岬突端正北七海里の点正西の線との交点
- (61) 北海道積丹郡積丹町積丹岬突端正北七海里の点
- (62) 北海道積丹郡積丹町積丹岬突端正北七海里の点と同道石狩市愛冠岬突端とを結ぶ線と同道余市郡余市町シリバ岬突端と同市雄冬岬突端正西五海里の点を結ぶ線との交点
- (63) 北海道石狩市雄冬岬突端正西五海里の点
- (64) 北海道石狩市雄冬岬突端正西五海里の点と同道苫前郡苫前町苫前埼突端とを結ぶ線と雄冬岬突端と同郡羽幌町焼尻島西端とを結ぶ線との交点
- (65) 北海道苫前郡羽幌町焼尻島西端
- (66) 北海道苫前郡羽幌町天売島東端
- (67) 北緯四十四度五十二分四十九秒東経百四十一度四十四分三十六秒の点(旧天塩川口灯台中心点)二百六十八度十海里の点
- (68) 北海道利尻郡利尻富士町石埼突端百五十度三十分十二海里の点

- (69) 北海道利尻郡利尻町仙法志岬突端正南七海里の点
- (70) 北海道礼文郡礼文町カランナイ岬突端正南の線と北緯四十五度八秒の線との交点
- (71) 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突端西北西十海里の点
- (72) 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突端正北七海里の点
- (73) 北海道稚内市野寒岬突端北西八海里の点
- (74) 北海道稚内市宗谷岬突端正北五海里の点
- (75) 北海道稚内市宗谷岬突端正東九海里の点
- (76) 北海道稚内市時前埼突端正東九度十三海里の点
- (77) 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突端正北東十一海里の点
- (78) 北海道紋別市紋別灯台中心点正北十一海里の点
- (79) 北海道紋別市紋別灯台中心点正北十一海里の点と同道斜里郡斜里町海別岳頂上とを結ぶ線と同道網走市能取岬突端と同道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上とを結ぶ線との交点
- (80) 北海道網走市能取岬突端と同道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上とを結ぶ線と同道斜里郡斜里町と同郡清里町との境界にある斜里岳頂上正北の線との交点
- (81) 北海道網走郡美幌町と同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端とを結ぶ線と同町羅臼岳頂上北西の線との交点
- (82) 北海道網走郡美幌町と同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端とを結ぶ線上同突端六・七海里の点
- (83) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正北二・二海里の点
- (84) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東一・六海里の点

- (85) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と東経百四十五度五十九分四十五秒の線との交点
- (86) 東経百四十五度五十九分四十五秒の線と北海道根室市納沙布岬突端正南五海里の点正東の線との交点
- (87) 北海道根室市納沙布岬突端正南五海里の点
- (88) 北海道根室市落石岬突端正南五海里の点
- (89) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南五海里の点
- (90) 北海道釧路郡釧路町昆布森灯台正南五・五海里の点
- (91) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里の点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町昆布森灯台中心点正南の線との交点
- (92) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里の点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と東経百四十四度九分四十六秒の線との交点
- (93) 北海道中川郡豊頃町十勝大津灯台中心点百十度八・五海里の点
- (94) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十二海里の点
- (95) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点百六十五度十四海里の点
- (96) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十五海里の点
- (97) 北海道浦河郡浦河町浦河灯台中心点南西八海里の点
- (98) 北海道浦河郡浦河町浦河灯台中心点南西八海里の点と同道伊達市徳舜警山頂上とを結ぶ線と同道茅部郡鹿部町出来淵岬突端正五十一度の線との交点
- (99) 北海道茅部郡鹿部町出来淵岬突端正五十一度の線と同道伊達市徳舜警山頂上と同道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ線との交点
- (100) 北海道伊達市徳舜警山頂上と同道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ線と同道室蘭市チキウ岬突端と恵山岬灯台中心点正東八海里の点を結ぶ線との交点

- (101) 北海道函館市恵山岬灯台中心点正東八海里の点
- (102) 北海道函館市恵山岬灯台中心点正東八海里の点正南の線と北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線との交点
- (103) 北海道函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋埼突端とを結ぶ線と北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点(旧幌泉灯台中心点)と同県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線との交点
- (104) 北海道函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋埼突端とを結ぶ線上同突端一海里の点
- (105) 青森県下北郡東通村尻屋埼突端正東二十二度三十分一・四海里の点
- (106) 青森県下北郡東通村尻屋埼突端正東一海里の点
- (107) 青森県下北郡東通村尻屋埼突端正東一海里の点と同村白糠灯台中心点正東三海里の点を結ぶ線と同突端と同県上北郡六ヶ所村と同県三沢市との境界にある高瀬川口中中央正東五海里の点を結ぶ線との交点
- (108) 青森県上北郡六ヶ所村と同県三沢市との境界にある高瀬川口中中央正東五海里の点
- (109) 青森県本土の最大高潮時海岸線から沖合五海里の線のうち同線と同県上北郡六ヶ所村と同県三沢市との境界にある高瀬川口中中央正東の線との交点から同沖合五海里の線と同県と岩手県との最大高潮時海岸線における境界点正東の線との交点までに至る部分
- (110) 青森県八戸市鮫角突端正東五海里の点から岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台中心点正東五海里の点とを結ぶ線と青森県と岩手県との最大高潮時海岸線における境界点正東の線との交点
- (111) 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台中心点正東五海里の点

- (112) 岩手県久慈市弁天鼻突端正東五海里の点
- (113) 岩手県久慈市三崎突端正東五海里の点
- (114) 岩手県下閉伊郡普代村黒崎突端正東五海里の点
- (115) 岩手県宮古市明神崎突端正東五海里の点
- (116) 岩手県宮古市〔とど〕ヶ崎突端正東五海里の点
- (117) 岩手県下閉伊郡山田町亀ヶ崎突端正東五海里の点
- (118) 岩手県釜石市御箱崎正東五海里の点
- (119) 岩手県釜石市尾崎突端正東五海里の点
- (120) 岩手県大船渡市首崎突端正東五海里の点
- (121) 岩手県大船渡市綾里崎突端正東五海里の点
- (122) 宮城県気仙沼市御崎突端正東三海里の点
- (123) 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東三海里の点
- (124) 宮城県石巻市金華山頂上南東五海里の点
- (125) 宮城県石巻市金華山頂上南東五海里の点と福島県相馬市鶴ノ尾崎突端とを結ぶ線上同突端九海里の点
- (126) 福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東七海里の点
- (127) 福島県いわき市塩屋崎灯台中心点正東三海里の点
- (128) 茨城県東茨城郡大洗町大洗岬突端正東の線と同県日立市日立鉾山大煙突中心点と千葉県銚子市犬吠崎灯台中心点とを結ぶ線上同灯台中心点十二海里の点と同灯台中心点正東十二海里の点とを結ぶ線と同市一ノ島灯台中心点正東の線との交点

- (131) 千葉県銚子市一ノ島灯台中心点正東五・五海里の点
- (132) 千葉県銚子市犬吠崎灯台中心点南東八海里の点
- (133) 千葉県銚子市犬吠崎灯台中心点正南十海里の点
- (134) 千葉県山武郡横芝光町栗山川河口中心点南東十二・五海里の点
- (135) 千葉県いすみ市太東崎突端正東十海里の点
- (136) 千葉県南房総市野島崎灯台中心点正南五海里の点
- (137) 千葉県南房総市野島崎灯台中心点西南西七海里の点
- (138) 神奈川県三浦市城ヶ島西端と同県足柄下郡真鶴町真鶴岬突端とを結ぶ線上城ヶ島西端四海里の点
- (139) 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴岬突端
- (140) 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴岬突端と東京都新島村式根島頂上とを結ぶ線と同県藤沢市江ノ島西端と静岡県下田市神子元島灯台中心点とを結ぶ線との交点
- (141) 静岡県下田市神子元島灯台中心点
- (142) 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎突端正南三海里の点
- (143) 静岡県賀茂郡南伊豆町波勝岬突端正南三海里の点
- (144) 静岡県賀茂郡南伊豆町波勝岬突端正南三海里の点と富士山頂上とを結ぶ線と同県沼津市大瀬崎突端と同県静岡市富士川口中央とを結ぶ線との交点
- (145) 静岡県沼津市大瀬崎突端と同県静岡市富士川口中央とを結ぶ線と同県裾野市越前岳頂上と同県御前崎市御前崎灯台中心点南南東二海里の点とを結ぶ線との交点
- (146) 静岡県御前崎市御前崎灯台中心点南南東五海里の点
- (147) 静岡県御前崎市御前崎灯台中心点南南東五海里の点と北緯三十四度三十八分五十八秒東経百三十七度四十八分四十七秒の点とを結ぶ線と同灯台中心点と愛知県田原市伊良湖崎突端とを結ぶ線との交点

- (148) 静岡県御前崎市御前崎灯台中心点と愛知県田原市伊良湖崎突端とを結ぶ線と静岡県湖西市浜名湖口右岸突端と三重県志摩市神ノ島頂上とを結ぶ線との交点
- (149) 三重県志摩市神ノ島頂上
- (150) 三重県志摩市神ノ島頂上と同県北牟婁郡紀北町佐波留島頂上とを結ぶ線と同県度会郡南伊勢町志戸ノ鼻突端と同県尾鷲市三木崎突端とを結ぶ線との交点
- (151) 三重県尾鷲市三木崎突端
- (152) 三重県尾鷲市三木崎突端と和歌山県東牟婁郡太地町梶取崎突端とを結ぶ線と三重県熊野市猪ノ鼻突端と梶取崎突端正南三海里の点とを結ぶ線との交点
- (153) 和歌山県東牟婁郡太地町梶取崎突端正南三海里の点
- (154) 和歌山県東牟婁郡串本町大島樫野崎突端
- (155) 和歌山県東牟婁郡串本町大島須江崎突端
- (156) 和歌山県東牟婁郡串本町出雲崎突端
- (157) 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬突端
- (158) 和歌山県西牟婁郡白浜町市江崎突端正南三海里の点
- (159) 和歌山県日高郡日高町と同郡美浜町との境界にある日ノ御崎突端
- (160) 和歌山県日高郡日高町と同郡美浜町との境界にある日ノ御崎突端と徳島県海部郡牟岐町大島南端とを結ぶ線と同県阿南市蒲生田岬突端と高知県室戸市室戸岬突端とを結ぶ線との交点
- (161) 徳島県阿南市蒲生田岬突端と高知県室戸市室戸岬突端とを結ぶ線と同突端正南三海里の点と徳島県海部郡海陽町乳崎突端とを結ぶ線との交点
- (162) 高知県室戸市室戸岬突端正南三海里の点
- (163) 高知県室戸市室戸岬突端と同県高知市烏帽子山頂上とを結ぶ線と同突端正南三海里の点と同県室戸市羽根崎灯台とを結ぶ線との交点

- (164) 高知県室戸市室戸岬突端と同県高知市烏帽子山頂上とを結ぶ線と同県安芸郡安田町神ノ峰頂上と同県高岡郡中土佐町加江崎突端とを結ぶ線との交点
- (165) 高知県土佐市白ノ鼻突端と同県高知市烏帽子山頂上とを通る線と同県安芸郡安田町神ノ峰頂上と同県高岡郡中土佐町加江崎突端とを結ぶ線との交点
- (166) 高知県土佐市白ノ鼻突端と同県高知市烏帽子山頂上とを通る線と同県土佐清水市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを通る線との交点
- (167) 高知県高岡郡四万十町興津崎突端と同県土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ線と同突端正南三海里の点と北緯三十二度五十九分五十四秒東経百三十三度三十一秒の点とを結ぶ線との交点
- (169) 高知県土佐清水市足摺岬突端正南三海里の点
- (170) 高知県宿毛市沖の島櫛ヶ鼻突端と同県土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ線と同突端正南三海里の点と同市叶崎灯台とを結ぶ線との交点
- (171) 高知県宿毛市沖の島櫛ヶ鼻突端
- (172) 高知県宿毛市鶴来島西端
- (173) 高知県宿毛市鶴来島西端と大分県佐伯市水ノ子島南端とを結ぶ線と愛媛県南宇和郡愛南町横島南端と同市鶴御崎突端とを結ぶ線との交点
- (174) 大分県佐伯市水ノ子島南端と同市深島頂上正東三海里の点とを結ぶ線と愛媛県南宇和郡愛南町横島南端と同市鶴御崎突端とを結ぶ線との交点
- (175) 大分県佐伯市深島頂上正東三海里の点
- (176) 宮崎県児湯郡新富町一ツ瀬川口中央正東九海里の点

(177) 宮崎県串間市都井岬突端正東九海里の点  
 (178) 宮崎県串間市都井岬突端正東七海里の点  
 ハ 鹿児島県西之表市及び同県熊毛郡種子島、同市馬毛島、同郡屋久島、同県薩摩川内市甕島列島、山口県萩市見島、石川県輪島市七ツ島、同市舳倉島、新潟県岩船郡粟島浦村粟島、山形県酒田市飛島、北海道松前郡松前町松前小島及び東京都大島町大島の周囲最大高潮時海岸線から三海里以内の海域  
 ニ 島根県隠岐郡の周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域  
 ホ 新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域  
 ヘ 長崎県対馬市三島灯台中心点から同市神埼灯台中心点を経て北緯三十三度四十一分四十二秒東経百二十九度一分五十二秒の点に至る線以西、三島灯台中心点から大韓民国鴻島灯台中心点に至る線以南の海域のうち同市の最大高潮時海岸線から七海里以内の部分  
 ト 大韓民国鴻島灯台中心点から長崎県対馬市三島灯台中心点を経て島根県出雲市日御碕突端に至る線以北の海域のうち長崎県対馬市の最大高潮時海岸線から六海里以内の部分  
 チ 長崎県対馬市三島灯台中心点から島根県出雲市日御碕突端に至る線以南、三島灯台中心点から福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点に至る線以北の海域のうち長崎県対馬市の最大高潮時海岸線から八海里以内の部分  
 リ 長崎県五島市黄島の周囲最大高潮時海岸線から十海里以内の海域  
 ヌ 北海道苫前郡羽幌町焼尻島及び同町天売島の周囲最大高潮時海岸線から七海里以内の海域  
 ル 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域(口に掲げる海域と重複する部分を除く。)  
 (1) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点  
 (2) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十九度五十九分五十二秒の点  
 (3) 北緯三十度十三秒東経百二十九度五十九分五十二秒の点

(4) 北緯三十度十三秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点  
 (5) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点  
 ニ 次に掲げる海域(前号口からルまでに掲げる海域と重複する部分並びに漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下この号において「協定」という。))第一条の協定水域のうち、大韓民国の排他的経済水域の最南端の緯度線以北、協定第七条1に規定する線、協定第九条1の(8)の点から(16)の点までを順次に直線で結ぶ線並びに同条2の(1)の線、(2)の線及び(3)の線から成る線以西の水域(協定附属書IIの3の(1)の点から(3)の点までを順次に直線で結ぶ線より北西側の我が国排他的経済水域を除く。)を除く。)における沖合及び網漁業の操業は、それぞれ次に掲げる期間内においては、禁止する。  
 イ 北緯三十二度四十分十二秒の線以北、北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線及び北緯三十三度九分二十七秒以南の東経百二十八度二十九分五十二秒の線から成る線以西、東経百三十度五十九分五十二秒の線以西の海域のうち長崎県、佐賀県、福岡県及び山口県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分、一そうびきの方法によるものにあつては毎年六月一日から八月三十一日まで、二そうびきの方法によるものにあつては毎年五月十六日から八月十五日まで  
 ロ 東経百三十度五十九分五十二秒の線以东、同線と山口県の最大高潮時海岸線との交点から同海岸線を福井県大飯郡おおい町鋸崎突端に至る線以北、同突端正北の線以西の海域のうち山口県、島根県、鳥取県、兵庫県、京都府及び福井県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分、毎年六月一日から八月三十一日まで

ハ 島根県江津市大崎鼻突端から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端を経て同県松江市地蔵崎突端に至る線及び陸岸により囲まれた同県の沖合の海域、毎年三月一日から九月三十日まで  
 ニ 福井県大飯郡おおい町鋸崎突端正北の線以东、同突端から最大高潮時海岸線を青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎突端に至る線及び同突端と北海道松前郡松前町白神岬突端を結ぶ線から成る線以西、同突端正西の線以南の海域のうち福井県、石川県、富山県、新潟県、山形県、秋田県、青森県及び北海道の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分、毎年七月一日から八月三十一日まで  
 ホ 北緯三十九度十五分十秒の線以北、北緯三十九度二十分十秒の線以南の海域のうち秋田県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の部分、毎年一月一日から十月三十一日まで  
 ヘ 秋田県男鹿市塩瀬崎突端百八十二度の線及び同突端から最大高潮時海岸線を同海岸線上における同市戸賀と同市北浦との境界点に至る線から成る線以西、同境界点二百四十七度の線以南の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の部分、毎年三月一日から十一月三十日まで  
 ト 北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線以北、同突端から最大高潮時海岸線を同道稚内市宗谷岬突端に至る線及び同突端正北の線から成る線以西、北緯四十五度四十二分八秒の線以南の海域のうち同道の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分、毎年六月十六日から九月十五日まで  
 チ 北海道余市郡余市町シリバ岬突端から同突端と同道苫前郡羽幌町焼尻島東端とを結ぶ線と北緯四十三度四十分九秒の線との交点を経て同交点正東の線と最大高潮時海岸線との交点に至る線及び陸岸により囲まれた海域、毎年二月二十一日から十一月三十日まで  
 リ 北海道石狩市の最大高潮時海岸線と北緯四十三度四十分九秒の線との交点から同交点正西の線と同道余市郡余

市町シリバ岬突端と同道苫前郡羽幌町焼尻島東端とを結ぶ線との交点及び焼尻島東端を経て同郡苫前町苦前崎突端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域、毎年三月一日から十月十五日まで  
 ヌ 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突端正北七海里の点から同道稚内市野寒岬突端正北八海里の点及び同市宗谷岬突端正北七海里の点を経てスコトン岬突端正北七海里の点に至る線により囲まれた海域、毎年十月一日から翌年一月十五日まで  
 ル 北海道紋別市紋別灯台中心点から同灯台中心点正北十一海里の点、同道枝幸郡枝幸町音標岬突端正北東十一海里の点、同道北見市常呂港北防波堤灯台中心点三百四十度十海里の点、同道網走市能取岬突端正北東四海里の点及び同突端と同道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上とを結ぶ線と紋別灯台中心点正北十一海里の点と同道斜里郡斜里町海別岳頂上とを結ぶ線との交点を経て同市網走港北防波堤灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域、毎年五月一日から八月三十一日まで及び十二月一日から翌年二月二十八日まで  
 ヲ 東経百四十五度五十九分四十五秒の線以西、北海道幌泉郡えりも町襟裳岬突端正南の線以东、同突端から最大高潮時海岸線を同道根室市納沙布岬突端に至る線及び同突端正東の線から成る線以南の海域のうち同道の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分、毎年六月一日から八月三十一日まで  
 ウ 北海道根室市落石岬突端から同突端正南五海里の点、同道厚岸郡浜中町散布崎突端正南七海里の点、同道釧路郡釧路町尻岬岬突端正南七海里の点及び同点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町昆布森灯台中心点正南の線との交点を経て同灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域、毎年十一月十六日から翌年八月三十一日まで  
 カ 北海道広尾郡と同道幌泉郡との最大高潮時海岸線における境界点南南東の線以西、北緯四十二度七分三十三秒

東経百四十二度五十五分の点（旧様似港東防波堤灯台中心点）正南の線以東の海域のうち同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点から十八海里以内の部分 毎年三月十六日から八月三十一日まで及び十一月一日から十二月二十日まで

ヨ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬突端正南の線、同道函館市恵山岬灯台中心点東南東の線及び陸岸により囲まれた海域 毎年五月一日から八月三十一日まで

タ 北緯四十二度七分三十三秒東経百四十二度五十五分の点（旧様似港東防波堤灯台中心点）から同点正南十六海里の点及び北海道浦河郡浦河町浦河灯台中心点南西九海里の点を経て同点と同道伊達市徳舞警山頂上とを結ぶ線と最大高潮時海岸線との交点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域 毎年一月一日から八月三十一日まで

レ 北海道千歳市と同道恵庭市との境界にある漁岳頂上と同道函館市恵山岬突端とを結ぶ線と最大高潮時海岸線との交点から同突端に至る線及び陸岸により囲まれた海域 毎年四月一日から十月三十一日まで

ソ 北海道函館市恵山岬灯台中心点南東の線以南、同灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点とを結ぶ線、同灯台中心点から最大高潮時海岸線を千葉県南房総市野島崎灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正南の線から成る線以東の海域のうち同道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 毎年七月一日から八月三十一日まで

ツ 千葉県南房総市野島崎灯台中心点正南の線以西、徳島県と高知県との最大高潮時海岸線における境界点南東の線以東の海域のうち千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県及び徳島県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 毎年七月一日から八月三十一日まで

ネ 徳島県と高知県との最大高潮時海岸線における境界点南東の線以西、同

県宿毛市鶴来島西端から正南の線以東の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 毎年五月一日から九月三十日まで

ナ 高知県宿毛市鶴来島西端から正南の線以西、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以東の海域のうち同県、愛媛県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 毎年五月一日から八月三十一日まで

ラ 宮崎県児湯郡新富町一ツ瀬川口中央正東の線以南、同県日南市鶴戸崎突端正東の線以北、同突端から最大高潮時海岸線を一ツ瀬川口中央に至る線以東の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 毎年五月一日から翌年一月三十一日まで

ム 長崎県対馬市三島灯台中心点を通る経線以東、同灯台中心点から島根県出雲市日御碕灯台中心点を結ぶ線以南、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以西、三島灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点を結ぶ線以北の海域 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで（毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間にあつては、毎日午前零時から午前五時まで及び午後七時から午後十二時まで）

三 網口開口板を使用してする沖合底びき網漁業の操業は、次に掲げる海域以外の海域においては、禁止する。

イ 北緯三十四度三十四分四十一秒東経百二十九度二分四十二秒の点と北緯三十二度三十分十二秒東経百二十六度五十九分五十三秒の点とを結ぶ線以南、東経百二十八度二十九分五十二秒の線以西、北緯三十三度九分二十七秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以東の海域

ロ 宮城県気仙沼市御崎突端正東の線以南、同突端から最大高潮時海岸線を千葉県南房総市野島崎灯台中心点に至る線及び同灯台中心点正南の線から成る線以東の海域

ハ 北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線以北の日本海、東経百五十二度

五十九分四十六秒の線以西のオホーツク海及び東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南の線以東、青森県下北郡東通村尻屋崎突端正東の線以北の太平洋の海域（次の（一）の点から（一三）の点までを順次に直線で結ぶ線、（一四）の海岸線、（一五）の点から（二六）の点までを順次に直線で結ぶ線、（二七）の海岸線及び（二八）の点から（四〇）の点までを順次に直線で結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域を除く。）

- (1) 北海道松前郡松前町白神岬突端から正西の線と東経百三十八度五十九分四十八秒の線との交点
- (2) 北海道松前郡松前町白神岬突端から正西の線と東経百三十八度五十九分四十八秒の線との交点
- (3) 北緯四十三度五十分八秒東経百三十八度五十九分四十七秒の点
- (4) 北緯四十三度五十分九秒東経百四十四度二十九分四十七秒の点
- (5) 北緯四十四度二十分八秒東経百四十四度二十九分四十七秒の点
- (6) 北緯四十四度二十分八秒東経百三十九度五十九分四十七秒の点
- (7) 北緯四十五度十分八秒東経百三十九度五十九分四十七秒の点
- (8) 北緯四十五度十分八秒東経百四十四度二十九分四十七秒の点
- (9) 北緯四十五度五十分七秒東経百四十四度二十九分四十七秒の点
- (10) 北緯四十五度五十分八秒東経百四十四度二十九分四十七秒の点
- (11) 北緯四十五度四十分二分二十秒東経百四十一度九分四十六秒の点
- (12) 北海道稚内市野寒岬突端と樺太宗仁岬突端とを結ぶ線と北緯四十五度四十分二分二十秒の線との交点
- (13) 樺太宗仁岬突端
- (14) 樺太宗仁岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る最大高潮時海岸線
- (15) 樺太西能登呂岬突端
- (16) 北海道稚内市時前崎突端七十五度十二海里の点
- (17) 北海道稚内市時前崎突端七十五度二十一海里の点
- (18) 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突端北東十八海里の点

(19) 北海道紋別郡雄武町音稲府岬突端北東十六海里の点

(20) 北海道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台中心点七度十五・七海里の点

(21) 北海道網走市能取岬突端正東五海里の点

(22) 北海道網走市能取岬突端正東八度九・八海里の点

(23) 北海道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上二百七十七度の線と同道斜里郡斜里町と同郡清里町との境界にある斜里岳頂上正北の線との交点

(24) 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台中心点北西四海里の点

(25) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と国後島最大高潮時海岸線との交点に至る最大高潮時海岸線

(28) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と国後島最大高潮時海岸線との交点

- (29) 北緯四十三度六分九秒東経百四十五度五十九分四十五秒の点
- (30) 北海道根室市落石岬突端正南十七海里の点
- (31) 北緯四十二度五十分九秒東経百四十五度五十分九秒の点
- (32) 北緯四十二度五十分九秒東経百四十五度五十分九秒の点
- (33) 北緯四十二度四十分九秒東経百四十四度五十分九秒の点
- (34) 北緯四十二度四十分九秒東経百四十四度三十分八分四十九秒の点
- (35) 北緯四十二度三十分八分四十九秒東経百四十四度三十分八分四十九秒の点
- (36) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十八海里の点と北緯四十二度四十分九秒東経百四十四度九分四十分九秒の線とを結ぶ線と北緯四十二度三十分八分四十九秒の線との交点

(37) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十八海里の点  
 (38) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里の点から正東の線と東経百四十三度三十九分四十六秒の線との交点  
 (39) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里の点  
 (40) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点  
 四 次に掲げる海域における網口開口板を使用してする沖合底びき網漁業の操業は、それぞれ次に掲げる期間内においては、禁止する。  
 イ 北海道稚内市時前埼突端七十五度十二海里の点から同突端七十五度十八海里の点及び樺太西能登呂岬突端を経て時前埼突端七十五度十二海里の点に至る線により囲まれた海域 毎年十一月一日から翌年五月三十一日まで  
 ロ 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突端北東十八海里の点から同道紋別郡雄武町音稲府岬突端北東十六海里の点、同郡湧別町サロマ湖口灯台中心点七度十五・七海里の点、同灯台中心点七度十五・七海里の点及び同突端北東二十海里の点を経て音標岬突端北東十八海里の点に至る線により囲まれた海域 毎年五月六日から翌年三月四日まで  
 ハ 北海道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台中心点十三度十八海里の点から同灯台中心点七度十五・七海里の点 同道網走市能取岬突端北東五海里の点及び同突端北東七海里の点を経て同灯台中心点十三度十八海里の点に至る線により囲まれた海域 毎年一月十六日から十月四日まで  
 ニ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里の点から同灯台中心点正南二十海里の点、同灯台中心点正南二十海里の点から正東の線と東経百四十三度四十二分十六秒の線との交点、同灯台中心点百二十七度の線と東経百四十三度四十二分十六秒の線との交点、同灯台中心点百二十七度の線と東経百四十三度四十一分十六秒の線との交点、同灯台中心点正南十八海里の

点から正東の線と東経百四十三度三十九分四十六秒の線との交点と同道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十八海里の点を結ぶ線と同道幌泉郡と広尾郡の境界から百六度三十分の線との交点及び襟裳岬灯台中心点正南十八海里の点から正東の線と東経百四十三度三十九分四十六秒の線との交点を経て同灯台中心点正南十八海里の点に至る線により囲まれた海域 毎年十一月一日から翌年一月十九日まで  
 五 北緯三十四度三十四分四十一秒東経百二十九度二分四十二秒の点から北緯三十二度三十分十二秒東経百二十六度五十九分五十三秒の点に至る線、東経百二十八度二十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線の各線により囲まれた海域において、沖合底びき網漁業の許可で当該許可に係る操業区域のすべてが当該海域であるものを受けて当該漁業を営む場合においては、以西底びき網漁業の許可を受けた船舶以外の船舶を使用してはならない。  
 六 北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十分十秒の線、北緯四十九度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域においては、成熟がに(腹節の内側に卵を有しない雌がに及び甲幅九センチメートル未満の雄がに以外のかにをいう。)の採捕は、十一月六日から翌年三月二十日までの期間内は、禁止する。  
 一 長崎県五島市大瀬崎突端から同突端正西十海里の点及び同市嵯峨ノ島頂上正西十海里の点を経て同県北松浦郡小値賀町白瀬灯台に至る線並びに東経百二十八度二十九分五十二秒の線により囲まれた海域における以西底びき網漁業の操業は、禁止する。  
 二 次の基準に適合しない網を使用し、又は以西底びき網漁業の操業は、禁止する。  
 イ 袋網及び返し網の網目(水に浸し、収縮した後の内径による。以下同

じ。)は五十四ミリメートル以上、その他の部分の網目は六十五ミリメートル以上であること。  
 ロ 袋網の長さは、二百目以下であること。  
 三 北緯三十三度十二秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以東の海域において、以西底びき網漁業の許可で当該許可に係る操業区域のすべてが当該海域であるものを受けて当該漁業を営む場合においては、沖合底びき網漁業の許可で当該許可に係る操業区域の一部が北緯三十六度十二秒の線、東経百二十九度五十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線の各線により囲まれた海域であるものを受けた船舶以外の船舶を使用してはならない。  
 四 以西底びき網漁業による次に掲げる魚の採捕は、禁止する。ただし、一 航海ごとの総漁獲量中それぞれ次の魚種ごとに次に掲げる魚の占める比率が五分の一以下の場合、この限りではない。  
 イ ふん端から尾びれの末端までの長さが十九センチメートル以下のきぐちロ ふん端からこう門までの長さが二十三センチメートル以下のたちうお  
 一 西経百七十五度の線以西のペーリング海(ロシア連邦及びアメリカ合衆国の二百海里水域を除く。)の海域における遠洋底びき網漁業による体長六十六センチメートル未満のオヒョウの採捕は、禁止する。  
 二 北緯十度の線以北の太平洋の海域(第一号に規定する海域と重複する部分を除く。)における遠洋底びき網漁業によるニシンの採捕は、禁止する。  
 三 赤道以北の太平洋の海域(第一号に規定する海域と重複する部分を除く。)における遠洋底びき網漁業によるズワイガニの採捕は、禁止する。  
 四 北西大西洋条約海域において、網(底部を除く。)の選択性を低下させ、事実上、目を狭める効果を有する装

置を備えた網を使用する遠洋底びき網漁業の操業は、禁止する。  
 五 次に掲げる種類の水産動物の遠洋底びき網漁業による採捕は、禁止する。  
 イ サケ又はマス  
 ロ タラバガニ又はアブラガニ  
 一 次に掲げる海域における大中小型まき網漁業の操業は、禁止する。  
 イ 沖合底びき網漁業の項第一号に掲げる海域  
 ロ 山形県酒田市飛島の周囲最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域  
 ハ 新潟県岩船郡粟島浦村粟島の周囲最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域  
 ニ 新潟県佐渡市佐渡島の周囲最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域  
 ホ 石川県珠洲市緑剛崎突端正北の線以西、同突端から最大高潮時海岸線を福井県丹生郡越前町干飯崎突端に至る線及び同突端正西の線から成る線以北の海域のうち石川県及び福井県の最大高潮時海岸線から沖合三海里(石川県と福井県との最大高潮時海岸線における境界点北西の線以南、同点から同海岸線を同突端に至る線及び同突端正西の線から成る線以北の部分)については、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、同県の最大高潮時海岸線から沖合三メートル以内の部分へ 福井県丹生郡越前町干飯崎突端から同突端正西三海里の点、同点から同県敦賀市立石崎突端に至る線と同県三方郡美浜町特牛崎突端から干飯崎突端に至る線との交点、特牛崎突端、同県三方上中郡若狭町常神崎突端、同県大飯郡おおい町鏡崎突端北西二海里の点及び京都府舞鶴市毛島北端を経て同府与謝郡伊根町鷲崎突端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域(干飯崎突端から正西の線以南、同突端から最大高潮時海岸線を特牛崎突端に至る線及び同突端正北西の線から成る線以東の海域)については、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、同県の最大

以西底びき網漁業

遠洋底びき網漁業

大中小型まき網漁業

高潮時海岸線から沖合三千メートル以内の部分)

ト 京都府舞鶴市毛島北端正北の線以西、同北端から同府与謝郡伊根町鷺崎突端に至る線及び同突端から最大高潮時海岸線を同府と兵庫県の同海岸線における境界点に至る線から成る線以北、同境界点正北の線以東の海域のうち同府の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分

チ 京都府舞鶴市毛島の周囲最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域  
リ 京都府と兵庫県の最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西、同境界点から最大高潮時海岸線を同海岸線における同県と鳥取県との境界点に至る線以北、同境界点正北の線以東の海域のうち兵庫県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分

ヌ 兵庫県と鳥取県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西、佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県壱岐市長者原崎突端、同市壱岐鳥屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て、同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線以東の海域のうち鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県及び長崎県の最大高潮時海岸線から沖合八海里以内の部分

ル 佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県南島原市早崎鼻突端に至る線及びその延長線並びに同灯台中心点から同県壱岐市長者原崎突端、同市壱岐鳥屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線から成る線以西の海域のうち同県及び佐賀県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分

ヲ 長崎県佐世保市高後崎南端から同県西海市金比羅山頂上に至る線及び陸岸により囲まれた大村湾内の海域(ルに掲げる海域を除く。)

カ 長崎県南島原市瀬詰灯台中心点から熊本県天草市天神山頂上に至る線、同市染岳頂上から同市高松山三角点に至る線、同市恵比須鼻突端から同県上天草市大矢野岳頂上に至る線及び同市三角灯台中心点から同県宇城市神島を経て同市三角岳頂上に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

キ 熊本県天草郡苓北町四季岬岬西端から同西端正西二千五百メートルの点、同町富岡と同町支岐との最大高潮時海岸線における境界点正西二千五百メートルの点、同県天草市恐し瀬正西二千五百メートルの点、同市小ヶ瀬正西五百メートルの点、同市魚貫町と同市天草町との最大高潮時海岸線における境界点正西二千二百メートルの点及び同市魚貫崎西端正西千八百メートルの点を経て同西端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

ク 熊本県天草市染岳頂上から同市高松山三角点に至る線、同市恵比須鼻突端から同県上天草市大矢野岳頂上に至る線、同市三角灯台中心点から同県宇城市神島を経て同市三角岳頂上に至る線、同県天草市牛深港灯台中心点から同市下須島北西端に至る線、同島南東端から鹿児島県出水郡長島町長崎鼻灯台中心点に至る線及び同町大崎突端から同県阿久根市瀬崎突端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

ケ 鹿児島県の最大高潮時海岸線から沖合四千メートル以内の海域(タに掲げる海域を除く。)

コ 鹿児島県薩摩川内市天狗鼻突端から同突端正西四千メートルの点及び同県日置市久多島頂上を経て同県南さつま市薩摩野間岬灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域(レに掲げる海域を除く。)

ク 鹿児島県薩摩川内市帽子山頂上から同県日置市久多島頂上に至る線と同県薩摩川内市犬辻鼻西端から同県南さつま市薩摩野間岬灯台中心点に至る線との交点を中心とする半径千メートル以内の海域  
ネ 鹿児島県南九州市頰娃町別府と同市知覧町南別府との最大高潮時海岸線

における境界点から同境界点正南の線と同県南さつま市坊ノ岬灯台中心点から同県肝属郡南大隅町正西岬灯台中心点に至る線との交点を経て同灯台中心点に至る線及び陸岸により囲まれた海域(レに掲げる海域を除く。)

ナ 北海道根室市納沙布岬灯台中心点から南東の線以南、同灯台中心点から最大高潮時海岸線を同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南の線以東の線から成る海域のうち同道の最大高潮時海岸線から沖合一万メートル以内の部分

ニ 大分県津久見市楠屋鼻突端から同市沖無垢島東端、同市高甲岩東端、同県佐伯市蒲戸崎東端正東千メートルの点、同市先ノ瀬頂上、同市鶴御崎東端九十六度千メートルの点、同市芹崎東端、同市深島東端正東二千メートルの点、同東端及び同島西端を経て同県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

ヌ 宮崎県串間市都井岬灯台中心点から鹿児島県肝属郡肝付町火崎突端に至る線及び陸岸に囲まれた海域(レに掲げる海域を除く。)

ウ 沖縄県島尻郡伊平屋村伊平屋島灯台中心点正北二万メートルの点、同県国頭郡国頭村瀬嵩岬灯台中心点正東二万メートルの点、同県南城市久高島灯台中心点正東二万メートルの点、同県糸満市荒崎突端正南二万メートルの点、同県島尻郡久米島町西銘崎突端正西二万メートルの点及び同郡伊平屋村伊平屋島灯台中心点正北二万メートルの点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

エ 沖縄県宮古島市池間島灯台中心点正北二万メートルの点、同市東平安名崎突端正東二万メートルの点、同県八重山郡竹富町波照間島灯台中心点正南二万メートルの点、同郡与那国町西崎突端正西二万メートルの点、同町馬鼻崎突端正北二万メートルの点及び池間島灯台中心点正北二万メートルの点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

二 次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ又はぶりに係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。

イ 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点から同県久慈市三崎突端正東三海里の点、同県下閉伊郡普代村黒崎突端正東三海里の点、同県宮古市真崎突端正東三海里の点、同市(とど)ヶ崎突端正東三海里の点、同県釜石市御箱崎突端正東三海里の点、同市尾崎突端正東三海里の点、同県大船渡市首崎突端正東三海里の点、同市綾里崎突端正東三海里の点、同市碓石崎突端正東三海里の点、同県本吉郡南崎突端正東三海里の点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東三海里の点、同県石巻市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端及び金華山東ノ崎突端を経て同県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

ロ 宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域

三 次に掲げる海域におけるあじ又はさばに係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。

イ 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点から同県久慈市三崎突端正東一海里の点、同県下閉伊郡普代村黒崎突端正東一海里の点、同県宮古市真崎突端正東一海里の点、同市(とど)ヶ崎突端正東一海里の点、同県釜石市御箱崎突端正東一海里の点、同市尾崎突端正東一海里の点、同県大船渡市首崎突端正東二海里の点、同市綾里崎突端正東二海里の点、同市碓石崎突端正東二海里の点、同県泉仙沼市御崎突端正東二海里の点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東二海里の点、同県石巻市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端、金華山東ノ崎突端、同市網地島どみき崎正南三海里の点、同市田代島三崎突端正南三海里の点、同点から同市日和山頂上に至る線と同市大室崎突端から同県東松島市波島灯台中心点に至る線との交点及び同灯台

台中心点に至る線との交点及び同灯台



中心点を経て同県と福島県の最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域  
 ロ 宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域  
 四 次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ、ぶり、あじ及びさば以外の魚種に係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。  
 イ 岩手県宮古市閉伊崎北端から同市嶽ヶ崎館ヶ崎東端に至る線及び陸岸により囲まれた宮古湾内の海域  
 ロ 岩手県下閉伊郡山田町飯宿鼻北端から同県宮古市重茂館ヶ崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた山田湾内の海域  
 ハ 岩手県下閉伊郡山田町立子鼻突端から同町高堂島南端及び同町大島南端を経て同県上閉伊郡大槌町野島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線並びに陸岸により囲まれた船越湾内の海域  
 ニ 岩手県釜石市箱崎町白浜地先黒磯西端から同県上閉伊郡大槌町七戻崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた大槌湾内の海域  
 ホ 岩手県釜石市鷲巣崎東端から同市鏡島西端を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた釜石湾内の海域  
 ヘ 岩手県釜石市唐丹町松磯島東端と同市赤磯島頂上とを通る線及び陸岸により囲まれた唐丹湾内の海域  
 ト 岩手県大船渡市弁天崎頂上から同市大それ崎東端に至る線及び陸岸により囲まれた吉浜湾内の海域  
 チ 岩手県大船渡市嫁ヶ崎北端から同市大松島東端を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた越喜来湾内の海域  
 リ 岩手県大船渡市所崎東端から同市松島東端を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた綾里湾内の海域  
 ヌ 岩手県大船渡市小路崎南端から同市いが崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた港湾内の海域

ル 岩手県大船渡市赤崎町コオリ崎灯台中心点から同市大ビラ磯南端を経て同市末崎町赤磯島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた大船渡湾内の海域  
 ヲ 岩手県大船渡市末崎町麻腐島頂上と同県陸前高田市黒磯島頂上とを通る線及び陸岸により囲まれた大野湾内の海域  
 ワ 岩手県陸前高田市一杯森頂上から同市籬島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた広田湾内の海域  
 カ 岩手県と宮城県との最大高潮時海岸線における境界点から同県気仙沼市御崎突端二海里の点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東二海里の点、同県石巻市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端、金華山東ノ崎突端、同市網地島どみき崎突端正南三海里の点、同市田代島三石崎突端正南三海里の点、同点から同市日和山頂上に至る線と同市大室崎突端から同県東松島市波島灯台中心点に至る線との交点及び同灯台中心点を経て同県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域  
 コ 宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域  
 五 我が国の排他的経済水域におけるめばち、かつお又はきはだに係る大中型まき網漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。  
 六 集魚灯を使用する大中型まき網漁業の操業は、千葉県南房総市野島埼灯台中心点を通る経度線以東の太平洋の海域においては、禁止する。  
 七 さけ又はますの採捕であつて大中型まき網漁業に係るもの（総トン数十五トン以上の船舶を使用して行うものに限る。）は、太平洋の海域においては、禁止する。  
 八 次に掲げる海域におけるかつお又はまぐろに係る大中型まき網漁業の操業（投網前に視認される鯨又はじんべ

基地式捕鯨業	母船式捕鯨業	かじき等流し網漁業	東シナ海等かじき等流し網漁業
沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における基地式捕鯨業の操業は、禁止する。	沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁止する。	一 沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 二 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から六月三十日までの期間内においては、禁止する。 イ 北緯三十八度十一秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点 ロ 北緯三十八度十一秒東経百四十二度五十九分四十七秒の点 ハ 北緯三十三度十三秒東経百四十二度五十九分四十七秒の点 ニ 北緯三十三度十三秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点 ホ 北緯三十三度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点 ヘ 千葉県南房総市野島埼灯台正南三海里の点と北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点を結ぶ線と東経百四十一度五十九分四十七秒の線との交点 ト 北緯三十八度十一秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点 三 北緯三十八度十一秒の線、東経百四十六度五十九分四十六秒の線、北緯三十三度十三秒の線及び東経百四十二	度五十九分四十七秒の線により囲まれた海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から九月三十日までの期間内においては、禁止する。 四 かじき等流し網漁業によるさけ、ます、うみがめ類、くるとがりぎめ又はよごれの採捕は、禁止する。 東シナ海等かじき等流し網漁業によるさけ、ます又はうみがめ類の採捕は、禁止する。
沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における基地式捕鯨業の操業は、禁止する。	沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁止する。	一 沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 二 沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 三 沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 四 沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 五 沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 六 沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 七 沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 八 沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 九 沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 十 沖合及び沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。	度五十九分四十七秒の線により囲まれた海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から九月三十日までの期間内においては、禁止する。 四 かじき等流し網漁業によるさけ、ます、うみがめ類、くるとがりぎめ又はよごれの採捕は、禁止する。 東シナ海等かじき等流し網漁業によるさけ、ます又はうみがめ類の採捕は、禁止する。



十一 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。

十二 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるまおながの採捕は、禁止する。

十三 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよこりの採捕は、禁止する。

十四 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業による体長六十センチメートル未満のかじきの採捕は、禁止する。

十五 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。

十六 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。

十七 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるしゅもくざめ科(うちわしゅもくざめを除く。)の採捕は、禁止する。

十八 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。

十九 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよこりの採捕は、禁止する。

二十 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるしねずみざめの採捕は、禁止する。

二十一 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重二十五キログラム未満のかじきの採捕は、禁止する。ただし、体重二十五キログラム未満のかじきの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるかじきの総漁獲尾数の百分の十五を超えない場合は、この限りでない。

二十二 北緯五度の線以北の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるあおざめの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十三 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点

から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線の交点に至る直線、赤道と西経三十度の線の交点から赤道と西経二十五度の線の交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域(次号から第二十六号までにおいて「大西洋の海域」という。)におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

二十四 北緯三十五度の線以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線、北緯二十度西経六十五度の点から北緯二十度西経八十度の点に至る直線、北緯二十度西経八十度の点から北緯二十度西経八十分西経八十度の点に至る直線、北緯二十度西経八十分西経八十度の点及び北緯二十度西経八十分の線とフロリダ半島東岸との交点を結ぶ直線以北の大西洋の海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十五 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム以上三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。

二十六 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域(西経十度の線以西、北緯四

<p>十二度の線以北の海域を除く。)におけるかつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。</p> <p>二十七 北緯四十二度の線以北、西経四十五度の線以西、西経十度の線以西の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年七月三十一日までの期間内においては、禁止する。</p> <p>二十八 北緯二十度の線以北、西経八十一度の線以西のメキシコ湾の海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、毎年一月一日から同年六月三十日までの期間内においては、禁止する。</p> <p>一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における北太平洋さんま漁業の操業は、禁止する。</p> <p>二 北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間以外の期間内においては、禁止する。</p> <p>三 東経百七十度の線以東の北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、毎年六月一日から七月三十一日までの期間内においては、禁止する。</p>	<p>北太平洋さんま漁業</p>	<p>次に掲げる海域におけるずわいがに漁業の操業は、禁止する。</p> <p>イ 沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域</p> <p>ロ 北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域</p>	<p>いか釣り漁業</p> <p>一 次に掲げる海域におけるいか釣り漁業の操業は、禁止する。</p> <p>イ 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域</p> <p>ロ 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線、山口県下関市火の山を通航潮流信号所から福岡県北九州市門司崎灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた海域</p> <p>(1) 長崎県長崎市野母崎突端</p>
--	------------------	---	--

- (2) 長崎県長崎市野母崎突端正西の線と東経百二十七度五十九分五十二秒の線との交点
- (3) 長崎県対馬市神埼灯台
- (4) 山口県萩市見島北灯台
- (5) 福岡県宗像市沖ノ島灯台と島根県出雲市日御崎灯台北西三十海里の点とを結ぶ線と山口県萩市見島の最大高潮時海岸線から二十海里の線との交点のうち北に位置するもの
- (6) 島根県出雲市日御崎灯台北西三十海里の点
- (7) 島根県隠岐郡知夫村知夫里島灯台
- (8) 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里の点と鳥取県鳥取市長尾鼻灯台北北三十海里の点とを結ぶ線の延長線と島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から沖合二十海里の線との交点のうち東に位置するもの
- (9) 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里の点
- (10) 石川県加賀市加佐岬灯台北西二十五海里の点
- (11) 石川県輪島市舩倉島灯台北西二十海里の点
- (12) 石川県輪島市舩倉島灯台北北二十海里の点
- (13) 石川県珠洲市緑剛灯台北北東二十海里の点
- (14) 石川県珠洲市長手埼灯台北東二十海里の点
- (15) 新潟県佐渡市沢崎鼻灯台
- (16) 新潟県佐渡市姫埼灯台
- (17) 新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台北西五海里の点
- (18) 山形県酒田市飛鳥灯台北西五海里の点
- (19) 秋田県男鹿市入道埼灯台北西七海里の点
- (20) 青森県西津軽郡深浦町艦作埼灯台北西七海里の点
- (21) 青森県西津軽郡深浦町大戸瀬埼灯台北西六海里の点
- (22) 青森県北津軽郡中泊町小泊岬灯台北西七海里の点

- (23) 青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎灯台と北海道松前郡松前町白神岬灯台とを結ぶ線の中心点
- (24) 青森県東津軽郡今別町高野崎灯台正北五海里の点
- (25) 青森県下北郡大間町大間崎灯台と北海道函館市汐首岬灯台とを結ぶ線の中心点
- (26) 青森県むつ市大畑港北防波堤灯台北東三海里の点
- (27) 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台正北三海里の点
- (28) 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台正東三海里の点
- (29) 青森県下北郡東通村白糠灯台正東三海里の点
- (30) 青森県下北郡東通村白糠灯台正東三海里の点二百度の線と同県上北郡の最大高潮時海岸線との交点
- ハ 長崎県対馬市の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域、山口県萩市見島の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域、島根県隠岐郡の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域、新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から沖合五海里以内の海域並びに青森県下北郡東通村尻屋崎灯台から沖合六・八海里以内の海域（ロに掲げる海域を除く。）
- ニ 新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域のうち、同市沢崎鼻灯台正西の線以北、同市関岬北西の線以南の海域（ロ及びハに掲げる海域を除く。）
- ホ 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域
- (1) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界
- (2) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点
- (3) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点と同道函館市白尻港北防波堤灯台とを結ぶ線上同灯台から五海里の点
- (4) 北海道函館市恵山岬灯台北東五海里の点

- (5) 北海道函館市恵山岬灯台南東六海里の点
- (6) 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点
- (7) 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点と同道北斗市葛登支岬灯台とを結ぶ線上同灯台から五海里の点
- (8) 北海道上磯郡知内町矢越岬灯台正東六海里の点
- (9) 北海道松前郡松前町白神岬灯台と青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎灯台とを結ぶ線の中心点
- (10) 北海道松前郡松前町小島灯台
- (11) 北海道松前郡松前町小島灯台正北の線と最大高潮時海岸線上同道松前、檜山両郡界正西の線との交点
- (12) 北海道爾志郡乙部町乙部港北防波堤灯台正西八海里の点
- (13) 北海道久遠郡せたな町帆越岬突端正西四海里の点
- (14) 最大高潮時海岸線上北海道久遠、島牧両郡界西北西十二海里の点
- (15) 最大高潮時海岸線上北海道久遠、島牧両郡界西北西二十海里の点
- (16) 最大高潮時海岸線上北海道島牧、寿都両郡界北西二十海里の点
- (17) 最大高潮時海岸線上北海道島牧、寿都両郡界
- ヘ 北海道松前郡松前町小島の周囲最大高潮時海岸線から沖合七海里以内の海域（ホに掲げる海域を除く。）
- ト 北海道松前郡松前町大島の周囲最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域
- チ 北海道奥尻郡奥尻町奥尻島の周囲最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域（ホに掲げる海域を除く。）
- リ 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域（イに掲げる海域と重複する部分を除く。）
- (1) 北海道天塩郡の最大高潮時海岸線上北緯四十五度八秒の点
- (2) 北緯四十五度八秒東経百四十度四十九分四十六秒の点

- (3) 北緯四十五度四十分八秒東経百四十度四十九分四十六秒の点
- (4) 北緯四十五度四十分八秒の線と北海道稚内市宗谷岬灯台北北東の線との交点
- (5) 北海道稚内市時前崎突端正東十三海里の点
- (6) 北緯四十四度五十六分七秒東経百四十二度五十二分二十四秒の点
- (7) 最大高潮時海岸線上北海道枝幸、紋別両郡界四十三度三十分二・二海里の点
- (8) 最大高潮時海岸線上北海道紋別郡興部町、紋別市境界北東二・二海里の点
- (9) 北海道紋別市紋別灯台と同道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台北東一・六海里の点
- (10) 北海道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台北東一・六海里の点
- (11) 北海道北見市常呂岬突端正北一・六海里の点
- (12) 北海道網走市能取岬灯台北東一・六海里の点
- (13) 北海道網走市網走港東防波堤灯台南東二・二海里の点
- (14) 北海道網走市網走港東防波堤灯台南東の線と北緯四十三度五十七分九秒の線との交点
- (15) 北海道網走郡美幌町と同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町宇登呂灯台北西一・三海里の点とを結ぶ線と北緯四十三度五十七分九秒の線との交点
- (16) 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台北西一・三海里の点
- (17) 最大高潮時海岸線上北海道斜里、目梨両郡界北西一・三海里の点
- (18) 最大高潮時海岸線上北海道斜里、目梨両郡界三十二度三十分一・三海里の点
- (19) 北緯四十六度八秒東経百四十六度四十七分四十四秒の点
- (20) 北緯四十六度九秒東経百四十九度五十九分四十三秒の点
- (21) 北緯四十五度三十分九秒東経百四十九度五十九分四十三秒の点

- (22) 北緯四十三度二十五分九秒東経百四十七度二十九分四十五秒の点
- (23) 北海道根室市納沙布岬灯台南南東三十海里の点
- (24) 北海道根室市納沙布岬灯台南南東十海里の点
- (25) 最大高潮時海岸線上北海道根室市、厚岸郡境界正南二十海里の点
- (26) 最大高潮時海岸線上北海道根室市、厚岸郡境界
- 二 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域におけるいか釣り漁業の操業は、毎年十一月一日から十二月三十一日までの期間中は、禁止する。
- イ 最大高潮時海岸線上北海道広尾、幌泉両郡界
- ロ 最大高潮時海岸線上北海道広尾、幌泉両郡界百六度三十分二十海里の点
- ハ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台南東三十海里の点
- ニ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台南西三十海里の点
- ホ 北海道様似郡様似町様似港西防波堤灯台南西十七海里の点
- ヘ 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点
- ト 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界
- 三 新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域のうち、同市関岬突端北西の線以東、同市弾崎突端北東の線以西の海域（第一号ハに掲げる海域を除く。）におけるいか釣り漁業の操業は、毎年五月二十日から七月二十日までの期間中は、禁止する。
- 四 南緯三十度の線以南、西経百六十五度の線以西、南緯五十五度の線以北、東経百六十度の線以東の海域におけるいか釣り漁業の操業は、毎年七月一日から十月三十一日までの期間内においては、禁止する。

別表第五（第三十条、第三十二条、第三十三条、第三十七条、第六六条、第七七条関係）	
一 漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条1に規定する海域	漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条3に定められたカナダ政府の権限ある当局が発給した許可証を有する者
二 ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とギルバート諸島政府との間の協定第一条に規定する海域	ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とギルバート諸島政府との間の協定第一条に基づいてキリバス政府の許可を受けた者
三 漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第一条に規定する海域	漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第四条に定められたソロモン政府が発給した許可証を有する者
四 漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極1に規定する海域	漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極2に定められたフランス政府の権限のある当局が発給した許可証を有する者
五 漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に規定する海域	かつお・まぐろ漁業を営む者であつて漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に定められたオーストラリア政府の許可を受けた者
六 マーシャル諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とマーシャル諸島政府との間の協定第一条に規定する海域	マーシャル諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とマーシャル諸島政府との間の協定第四条に定められたマー
七 海洋漁業に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の協定前文に規定する海域	シヤル政府の発給した許可証を有する者 日本国の漁船がモロッコ二百海里水域において漁獲に従事することを可能とするためモロッコ政府の発給した許可証を有する者
八 漁業に関する日本国政府とトゥヴァル政府との間の協定前文に規定する海域	漁業に関する日本国政府とトゥヴァル政府との間の協定第四条に定められたツバル政府の発給した許可証を有する者
九 日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第三条に定められたロシア政府の権限のある機関が発給した許可証を有する者
十 漁業に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の協定前文に規定するセネガル共和国に接続する二百海里水域	日本国の漁船がセネガル共和国に接続する二百海里水域において漁獲に従事することを可能とするためセネガル政府の発給した許可証を有する者
十一 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下この項において「協定」という。）第一条の協定水域のうち、大韓民国の排他的経済水域の最南端の緯度線以北、次に掲げる線から成る線以西の水域（協定附属書IIの3の（1）の点から（3）の点までを順次に直線で結ぶ線より	協定第四条1に定められた大韓民国の権限のある当局が発給した許可証を有する者
十二 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下この項において「協定」という。）第一条に規定する中華人民共和国の排他的経済水域のうち、黄海及び南シナ海の海域並びに次に掲げる線から成る線以西の海域	協定第二条2に定められた中華人民共和国の権限のある当局が発給した許可証を有する者
十三 協定第七条1に規定する線	北緯三十一度四十二分十二秒東経百二十一度五十三分五十五秒の点から北緯三十二度四十六分四十四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線
十四 協定第七条2の（1）の線	北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から北緯三十三度四十分三十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線
十五 協定第七条2の（2）の線	北緯三十三度四十分三十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から協定第七条1の（a）の点に至る直線
十六 協定第七条2の（3）の線	協定第七条1の（a）の点から（e）の点までを順次に直線で結ぶ線

別表第六（第32条の2、第35条関係）	ホ 東経百二十一度五十七分十九秒以西の北緯二十七度十四秒の線	船体の両げん側又は船橋の両側面及び甲板上の信号符字等を表示する信号符字等の大きさ	船体の両げん側又は船橋の長さ等の大きさ	船体の両げん側又は船橋の両側面及び甲板上の信号符字等の大きさ
別表第七（第五十六条関係）	甲板に表示する信号符字等の大きさ	縦0・3メートル以上	縦0・1メートル以上	色
船の総トン数	一 北緯五十度の線、次に掲げるイからリまでの各点を順次に直線で結ぶ線及び東経百度の線により囲まれた海域（漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に規定する海域を除く。）	縦0・3メートル以上	縦0・1メートル以上	白色
船の総トン数	一 北緯五十度の線、次に掲げるイからリまでの各点を順次に直線で結ぶ線及び東経百度の線により囲まれた海域（漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に規定する海域を除く。）	縦0・3メートル以上	縦0・1メートル以上	白色



十三秒の線以西の東シナ海の海域（第一号に掲げる海域を除く。）

別表第十（第八十二条関係）

届出漁業 制限又は禁止

沿岸まぐろは  
一 別表第四の沖合底びき網漁業の項第一号に掲げる水域における沿岸まぐろはえ縄漁業の操業は、禁止する。  
二 沿岸まぐろはえ縄漁業によるくるとがりざめ又はよこれの採捕は、禁止する。  
三 沿岸まぐろはえ縄漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。  
四 沿岸まぐろはえ縄漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

小型すゝめ  
別表第四の沖合底びき網漁業の項第一号に掲げる水域における小型すゝめいか釣り漁業の操業は、禁止する。

別表第十一（第八十三条関係）

次の各号に掲げる海域以外の海域

一 別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域  
二 別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域  
三 東経百四十四度五十九分四十六秒の線、北緯四十一度十秒の線、東経百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東経百四十一度五十九分四十七秒の線、次の（一）の点から（一八）の点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域  
（一） 北海道函館市恵山岬突端  
（二） 北海道函館市恵山岬突端正東十海里の点  
（三） 青森県八戸市鮫角突端正東三十五海里の点  
（四） 岩手県宮古市（とど）ヶ崎突端正東十海里の点  
（五） 岩手県大船渡市首埼突端正東十海里の点  
（六） 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点  
（七） 宮城県本吉郡南三陸町歌津埼突端正東十海里の点  
（八） 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点  
（九） 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点

(10) 福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東二十五海里の点  
(11) 福島県いわき市塩屋埼灯台正東二十五海里の点  
(12) 茨城県ひたちなか市磯崎突端正東二十五海里の点  
(13) 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台正東二十五海里の点  
(14) 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台南東二十五海里の点  
(15) 千葉県いすみ市太東埼突端正南東三十五海里の点  
(16) 千葉県南房総市野島埼灯台正南十五海里の点  
(17) 千葉県南房総市野島埼灯台正南三十三海里の点  
(18) 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

別表第十二（第八十八条関係）

水産動植物 禁止区域  
ひめうみがめ 北緯六十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域  
（その卵を含む）

おさがめ（その卵を含む） 北緯七十度の線以南、南緯五十度の線以北の海域  
じゅごん 北緯三十度の線以南、南緯三十度の線以北の海域

別表第十三（第九十四条関係）

鯨 禁止区域  
しるなが 赤道以北の太平洋の海域、赤道以北の大西洋の海域、赤道以北のインド洋の海域及び赤道以南の海域  
ほつきよ 北緯四十五度の線以北の海域  
くく鯨 赤道以北の太平洋の海域  
すなめり 北緯四十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域

別表第十四（第一百一条関係）  
区域 成熟期間  
成熟期間  
がに 雌が  
の雌が  
雄の雌が  
区分  
に 雌が  
A海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第一号に掲げる海域をいう）  
B海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第二号に掲げる海域をいう）  
C海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第三号に掲げる海域をいう）  
D海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第四号に掲げる海域をいう）  
E海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第五号に掲げる海域をいう）

一	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	十一月五日
二	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	三月二十一日から十一月五日
三	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	六月一日から九月三十日
四	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
五	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
六	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
七	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
八	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
九	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
十	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
十一	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
十二	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
十三	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
十四	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
十五	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
十六	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
十七	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
十八	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
十九	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
二十	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
二十一	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
二十二	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
二十三	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
二十四	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
二十五	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
二十六	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
二十七	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
二十八	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
二十九	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年
三十	号に掲げる海域をいう	に	雄が	日	周年

がに 雌が  
の雌が  
雄の雌が  
区分  
に 雌が  
A海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第一号に掲げる海域をいう）  
B海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第二号に掲げる海域をいう）  
C海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第三号に掲げる海域をいう）  
D海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第四号に掲げる海域をいう）  
E海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第五号に掲げる海域をいう）